

# 令和 7 年度 包括外部監査結果報告書

「市税の賦課・徴収に関する事務の執行及び管理の状況について」

堺市包括外部監査人  
公認会計士 後藤 英之

# 令和7年度包括外部監査報告書

## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
3 監査対象年度	1
4 監査対象部局	1
5 監査の実施期間	1
6 包括外部監査人及び補助者	2
（1） 包括外部監査人	2
（2） 補助者	2
7 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	2
8 包括外部監査の方法	3
（1） 監査の視点	3
（2） 主な監査手続	3
9 利害関係	3
10 監査結果の記載方法	4
11 その他	4
<b>第2 外部監査の結果</b>	<b>5</b>
1 市税の概要	5
（1） 稅務機構	5
（2） 堺市の税目別調定額	14
（3） 徴税コスト	18
（4） 税業務全般に関する監査結果	20
2 法人市民税	23
（1） 法人市民税の概要	23
（2） 事務手続の概要	27
（3） 監査手続と監査結果	30
3 個人市民税	33
（1） 個人市民税の概要	33
（2） 事務手続の概要	38
（3） 監査手続と監査結果	41
4 固定資産税（土地）	43
（1） 固定資産税（土地）の概要	43
（2） 事務手続の概要	53
（3） 監査手続と監査結果	54
5 固定資産税（家屋）	65
（1） 固定資産税（家屋）の概要	65
（2） 事務手続の概要	70

（3）監査手続と監査結果	72
6 固定資産税（償却資産）	75
（1）固定資産税（償却資産）の概要	75
（2）事務手続の概要	81
（3）監査手続と監査結果	82
7 事業所税	85
（1）事業所税の概要	85
（2）事務手続の概要	93
（3）監査手続と監査結果	94
8 市たばこ税	96
（1）市たばこ税の概要	96
（2）事務手続の概要	97
（3）監査手続と監査結果	97
9 軽自動車税	98
（1）軽自動車税の概要	98
（2）事務手続の概要	103
（3）監査手続と監査結果	107
10 収納・滞納整理	109
（1）債権管理に関する全般的事項	109
（2）事務手続の概要	114
（3）監査手続と監査結果	116

# 第1 外部監査の概要

## 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

市税の賦課・徴収に関する事務の執行及び管理の状況について

## 3 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和7年度の事務も対象にした。

## 4 監査対象部局

部局名	課名
財政局税務部	税制課
	税務運営課
財政局税務部 市税事務所	法人諸税課
	市民税課
	固定資産税課
	納税課
	税務サービス課

## 5 監査の実施期間

監査実施期間を令和7年4月1日から令和8年1月31日までの期間とし、日程は、下記を基本として、担当部・課と日程調整の上、決定した。

予備調査 令和7年4月1日～令和7年5月6日

監査の実施 令和7年5月7日～令和8年1月31日

報告書作成 令和7年10月1日～令和8年1月31日

## 6 包括外部監査人及び補助者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之

### (2) 補助者

公認会計士 松永 雄二

公認会計士試験合格者 島居 幸毅

公認会計士 宮本 香

公認会計士試験合格者 河野 優子

公認会計士 中出 真帆

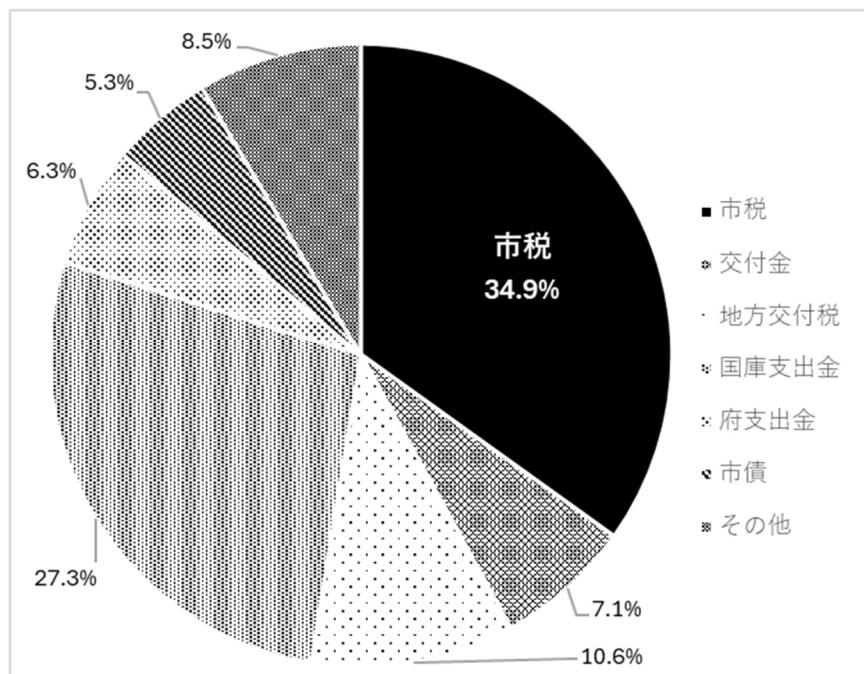
公認会計士 町田 菜摘美

公認会計士 平野 貴之

公認会計士 永田 祐司

## 7 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

堺市の令和5年度決算において、一般会計の歳入総額の主な構成要素は以下の円グラフのとおりとなっている。一般会計の歳入総額4,502億円のうち、市税が1,570億円と3割超を占める最も重要な歳入の一つであり、堺市にとって貴重な自主財源となっている。



（出典：堺市ホームページ「令和5年度 堀市決算について」に基づき包括外部監査人が作成）

一方、堺市は令和3年2月に「堺市財政危機宣言」を発出している。その後、様々な行政改革に取り組んでこられた結果、令和5年1月に「堺市財政危機宣言」の解除を発表しているものの、令和5年度の単年度収支は3.9億円の赤字、経常収支比率は100%を超え、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状況となっている。上記状況にもかかわらず、これまで堺市では、包括外部監査のテーマとして市税が採り上げられたことがない。

市民サービスを維持するための財源確保には、市民の税負担の公平性を前提とした徴収率の向上を図るとともに、効果的かつ効率的に市税の徴収事務を行うことが重要であることから、特定の事件として選定する。

## 8 包括外部監査の方法

### (1) 監査の視点

主な監査の視点は以下のとおりである。

- ・ 市税の賦課・徴収事務が、法令や条例等に基づいて適正に執行されているか
- ・ 市税の賦課・徴収が網羅的に行われており、公平性が確保されているか
- ・ 市税の賦課・徴収が効率的に行われているか
- ・ 市税の賦課・徴収事務の実施に際し、誤りや不正が生じないよう未然に防止するなどの仕組みがあり、有効に機能しているか
- ・ 未収となった原因が的確に把握され、未収金の徴収事務や不納欠損処理が適切に実施されているか

### (2) 主な監査手続

主な監査の方法は以下のとおりである。

- ・ 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・ 内部管理資料等の閲覧
- ・ 比率分析等の分析
- ・ 関係帳票及び証拠書類との照合

## 9 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 10 監査結果の記載方法

監査の結果については、堺市監査委員による監査結果に係る指摘事項等の取扱いに関する基準である「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」に準拠して、原則として、以下のとおり「指摘」、「意見」、「要望」に書き分けている。

**【指摘】**法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

**【意見】**事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（地方自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その他、法令、基準等には違反するとは認められないが、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から、事務処理上改善する必要があると認められるもの

**【要望】**制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

## 11 その他

この報告書内のデータについては、可能な限り出典を記載しているが、堺市から入手した資料については記載していない。

また、数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。

## 第2 外部監査の結果

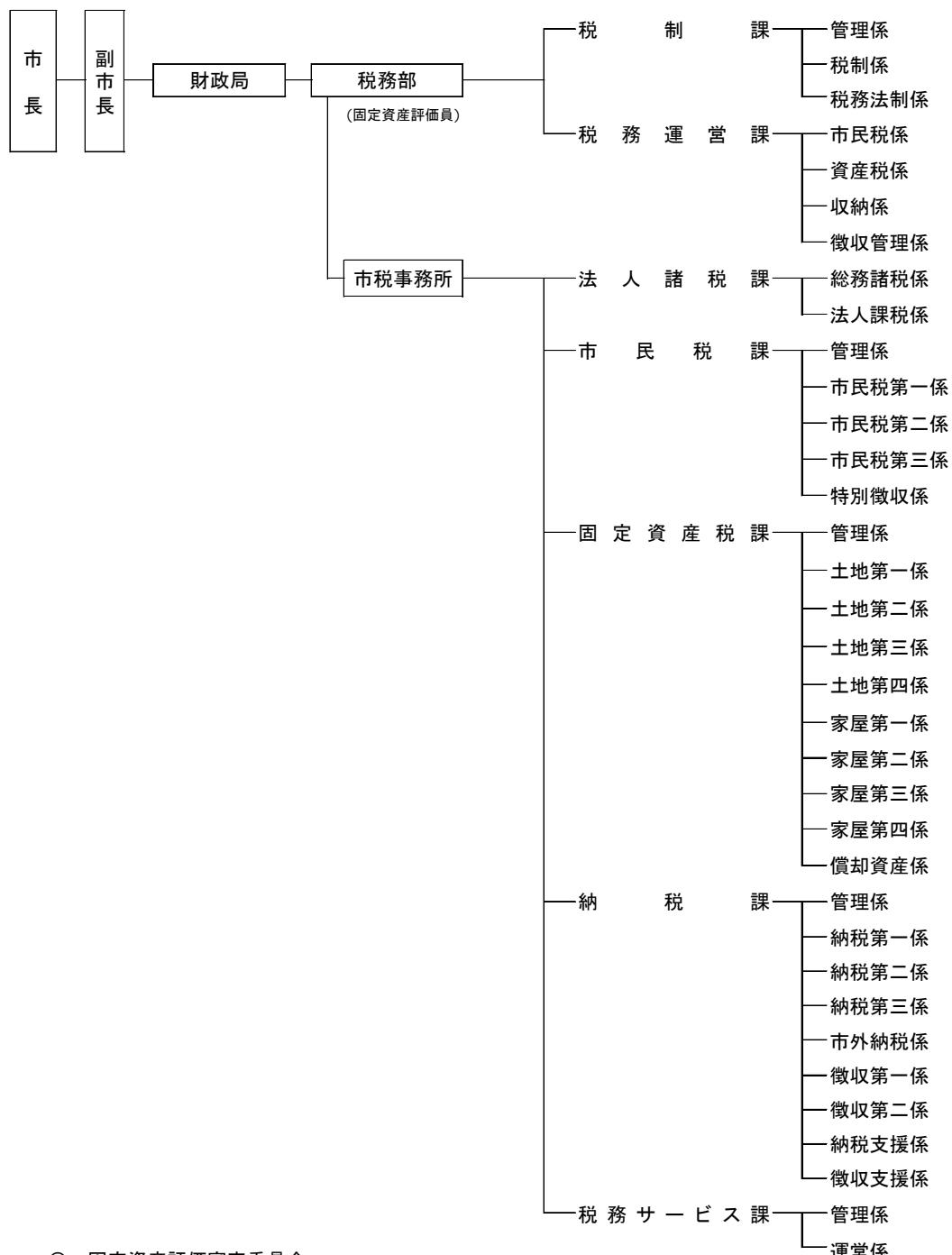
### 1 市税の概要

#### (1) 税務機構

##### ア 組織体制

令和7年4月1日時点における税務機構の組織体制は以下のとおりである。

(図2-1-1: 税務機構の組織体系)



◎ 固定資産評価審査委員会

なお、固定資産評価審査委員会とは、市長が固定資産課税台帳に登録した評価額についての納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関である。堺市では、固定資産評価審査委員会の委員として、外部の有識者を3名選任している。

#### イ 各課の事務分掌

令和7年4月1日時点における税務部及び市税事務所の課別の事務分掌は以下のとおりである。

(表2-1-1：税務部税制課及び税務運営課の事務分掌)

課名	係名	事務分掌
税制課		(1) 定額減税補足給付金(不足額給付)に関すること。
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>税務事務及び税務広報に係る総合調整に関すること。</li> <li>国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>税務職員の人材育成に係る総合調整に関すること。</li> <li>市税(個人の府民税及び森林環境税を含む。以下この表において同じ。)の証明の交付の停止に関すること。</li> <li>部内の連絡調整に関すること。</li> <li>部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。</li> </ol>
	税制係	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税に係る歳入予算及び決算に関すること。</li> <li>税制度の調査研究に関すること。</li> <li>地方譲与税譲与金並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。</li> <li>国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。</li> </ol>
	税務法制係	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税に係る条例、規則等の立案及び訴訟等に関すること。</li> <li>税務事務の改善に関すること。</li> <li>市税の証明に係る事務(証明書の交付に係るものを除く。)の企画及び指導に関すること。</li> <li>固定資産評価審査委員会に関すること。</li> <li>本市が保有する債権の管理に係る事務の企画及び指導に関すること。</li> <li>本市が保有する債権の管理に係る関係部局との連絡調整に関すること。</li> </ol>
税務運営課	市民税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人の市民税及び府民税並びに森林環境税(以下この表において、これらを「個人市民税等」という。)の調</li> </ol>

課名	係名	事務分掌
		<p>定に関すること。</p> <p>2. 個人市民税等に係る事務の電算処理に関すること。</p>
資産税係		<p>1. 固定資産税及び都市計画税(以下この表において「固定資産税等」という。)の賦課に係る事務の企画及び関係課との連絡調整に関すること。</p> <p>2. 固定資産(土地及び家屋に限る。)の評価に係る事務の企画及び関係課との連絡調整に関すること。</p> <p>3. 固定資産の価格等の決定等に関すること(固定資産税課の所管に属するものを除く。)。</p> <p>4. 固定資産税等に係る調定及び統計に関すること。</p> <p>5. 固定資産税等に係る事務の電算処理の総括に関すること。</p> <p>6. 国有資産等所在市町村交付金に関すること。</p> <p>7. 特別土地保有税に係る調査及び賦課に関すること。</p>
収納係		<p>1. 市税の徴収金(市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下この表において同じ。)の収納に関すること。</p> <p>2. 市税の徴収金に係る口座振替に関すること。</p> <p>3. 市税の徴収金に係る過誤納金に関すること(現金による還付を除く。)。</p> <p>4. 市税の徴収金の収納に係る事務の電算処理に関すること。</p> <p>5. 個人の府民税及び森林環境税の払込みに関すること。</p> <p>6. 本市の入札に係る市税の未納の状況の調査に関すること。</p>
徴収管理係		<p>1. 市税の徴収金の徴収に係る事務の電算処理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。</p> <p>2. 課の所管に係る市税の徴収金の徴収及び収納に係る委託業務の総括に関すること。</p> <p>3. 滞納者の財産調査及び返戻された督促状の処理に関すること。</p> <p>4. 市税の徴収金に係る納付及び納入の金融機関への再委託に係る連絡調整に関すること。</p> <p>5. 郵便振替による市税の徴収金の納付及び納入の処理に関すること。</p> <p>6. 納税貯蓄組合に関すること。</p> <p>7. 課内の他の係の所管に属しないこと。</p>

(表 2-1-2：市税事務所の事務分掌)

課名	係名	事務分掌
法人諸税課	総務諸税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>市税事務所の庶務に関すること。</li> <li>軽自動車税に係る調査及び賦課に関すること。</li> <li>市たばこ税及び入湯税に係る調査及び課税に関すること。</li> <li>軽自動車税、市たばこ税及び入湯税に係る事務の電算処理に関すること。</li> <li>原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。</li> <li>所内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。</li> </ol>
	法人課税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>法人等の市民税及び事業所税に係る調査及び課税に関すること。</li> <li>法人等の市民税及び事業所税に係る事務の電算処理に関すること。</li> </ol>
市民税課	(1) 所管に係る市税の証明に関すること。	
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人市民税等の賦課に係る事務の企画及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>課内の他の係の所管に属しないこと。</li> </ol>
	市民税第一係 市民税第二係 市民税第三係	<ol style="list-style-type: none"> <li>普通徴収及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収で、年金保険者を特別徴収義務者とするものに係る個人市民税等の調査及び賦課に関すること。</li> </ol>
	特別徴収係	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人市民税等の特別徴収(公的年金等に係る所得に係るもので、年金保険者を特別徴収義務者とするものを除く。)に係る調査及び賦課に関すること。</li> </ol>
固定資産税課	(1) 所管に係る市税の証明に関すること。 (2) 住宅用家屋証明に関すること。	
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>土地及び家屋に係る固定資産税等の相続人の調査及び賦課に関すること。</li> <li>土地及び家屋に係る固定資産税等の減免に関する事項(堺市市税条例(昭和 41 年条例第 3 号)第 42 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定するものに限る。)。</li> <li>固定資産税等の納税義務者の住所調査に関する事項。</li> <li>固定資産税等に係る事務の電算処理の運用に関する事項。</li> <li>課内の他の係の所管に属しないこと。</li> </ol>

課名	係名	事務分掌
	土地第一係 土地第二係 土地第三係 土地第四係	1. 土地に係る固定資産税等の賦課に関すること。 2. 土地に係る調査及び評価に関すること。 3. 土地に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。 4. 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 417 条第 1 項の規定による固定資産(土地に限る。)の価格等の修正等に関すること。
	家屋第一係 家屋第二係 家屋第三係 家屋第四係	1. 家屋に係る固定資産税等の賦課に関すること。 2. 家屋に係る調査及び評価に関すること。 3. 家屋に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。 4. 地方税法第 417 条第 1 項の規定による固定資産(家屋に限る。)の価格等の修正等に関すること。
	償却資産係	1. 債却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 2. 債却資産に係る調査及び評価に関すること。 3. 債却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 4. 地方税法第 417 条第 1 項の規定による固定資産(債却資産に限る。)の価格等の修正等に関すること。
納税課		(1) 所管に係る市税の証明に関すること。 (2) 市税の徴収金に係る過誤納金の還付に関すること。 (3) 市税の徴収金に係る口座振替に関すること。
	管理係	1. 市税の徴収金の徴収に係る事務の調査研究に関すること。 2. 課内の他の係の所管に属しないこと。
	納税第一係 納税第二係 納税第三係	1. 市内に住所を有する納税者等(以下この表において「市内納税者等」という。)に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものを除く。)の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。 2. 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
	市外納税係	1. 市外に住所を有する納税者等(以下この表において「市外納税者等」という。)に係る市税の徴収金の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。

課名	係名	事務分掌
		2. 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
徴収第一係 徴収第二係		1. 市内納税者等に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものに限る。)の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。 2. 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
納税支援係		1. 市税の徴収金の徴収対策に係る事務の企画及び調整に関すること。 2. 民間事業者を活用した納付案内等に関すること。 3. 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。 4. 市税の徴収金に係る納付及び納入の金融機関への再委託に関すること。 5. 市内納税者等の市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものを除く。)の滞納処分に係る債権の取立て及び配当に関すること。 6. 市税の徴収金の徴収に係る事務の電算処理の企画調整に関すること。
徴収支援係		1. 滞納者の財産調査及び返戻された督促状の処理に係る連絡調整に関すること。 2. 市外納税者等に係る市税の徴収金及び市内納税者等に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものに限る。)の滞納処分に係る債権の取立て及び配当に関すること。 3. 市税の徴収金(滞納額が少額なものに限る。)に係る滞納者の実態調査及び滞納処分の執行停止に関すること。 4. 大阪府域地方税徴収機構に関すること。
税務 サービス課	管理係	1. 各区域の市税の窓口に係る事務の企画及び調整に関すること。 2. 市税の証明に係る事務(証明書の交付に係るものに限る。)の企画及び指導に関すること。 3. 市税に係る証明書(市民課において交付するものを除く。)の交付に関すること。 4. 住宅用家屋証明に関すること。 5. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。 6. 市税に係る申告書等の受付に関すること。 7. 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。 8. 市税の徴収金に係る納付書の再発行に関すること。 9. 市税の徴収金に係る過誤納金の還付に関すること(現

課名	係名	事務分掌
		<p>金による還付に限る。)。</p> <p>10. 土地及び家屋に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。</p> <p>11. 市税に係る関係課及び関係機関からの照会に関すること。</p> <p>12. 課内の他の係の所管に属しないこと。</p>
	運営係	<p>1. 市税に係る証明書(市民課において交付するものを除く。)の交付に関すること。</p> <p>2. 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。</p> <p>3. 市税に係る申告書等の受付に関すること。</p> <p>4. 土地及び家屋に係る固定資産課税台帳の閲覧に関すること。</p> <p>5. 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。</p> <p>6. 市税の徴収金に係る納付書の再発行に関すること。</p>

## ウ 税務職員数

令和7年4月1日時点における税務機構の職員数は、以下のとおりである。なお、後述の各税目における組織体制の職員数は、監査対象期間である令和6年4月1日時点の情報を記載している。

(表 2-1-3：税務機構の職員数)

(単位：人)

所 属	一般職員数										再任用等	合計職員数
	部長	課長	参事	課長補佐	主幹	係長	主査	副主査	係員	計		
税務部	2									2		2
税制課		1		1	1	3	1	5	4	16	2	18
税務運営課		1		1	2	4	1	7	14	30	4	34
市税事務所	1									1		1
法人諸税課		1		1		2	2	5	4	15	10	25
市民税課		1	1	1	3	4	2	16	17	45	12	57
固定資産税課		1	1	1	3	9	8	26	17	66	13	79
納税課		1	1	1	2	9	4	18	17	53	18	71
税務サービス課		1		1	3	1	5	7	2	20	12	32
合 計	3	7	3	7	14	32	23	84	75	248	71	319

※ 再任用等には、再任用職員、会計年度任用職員を含む。人材派遣は含めていない。

法人諸税課及び税務サービス課について、再任用等の比率が高い。主な要因として、法人諸税課については、申告書等の受付や受付後の課税資料の税総合電算システム入力、申告書等の発送など、事務補助者でも可能な事務が相当量通年で発生するため、会計年度任用職員で対応しているためである。

また、税務サービス課については、様々な税目の窓口対応や適切な課税、納税担当への取次ぎを担うため、幅広い税の知識を有する職員を配置する必要があることから、税経験の豊富な再任用職員等を活用しているためである。

## エ 税務職員平均年齢等及び勤務年数

令和7年4月1日時点における税務職員の課別の平均年齢等は、以下のとおりである。

(表2-1-4:年齢別職員数)

(単位:人)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	平均年齢 (歳)
税務部						
税制課	0	1	7	4	4	42.9
税務運営課	0	7	9	7	7	39.3
市税事務所						
法人諸税課	0	1	4	6	4	42.5
市民税課	0	7	13	12	13	41.9
固定資産税課	0	11	8	23	24	44.5
納税課	0	11	12	15	15	41.8
税務サービス課	0	0	3	4	13	50.9
計	0	38	56	71	80	43.1

※ 再任用職員、会計年度任用職員を除く。

上表のとおり、課によってばらつきはあるものの、税務部及び市税事務所全体をみると、20歳以上50歳未満の職員のうち、20歳以上30歳未満が最も少なく、年代が上がるほど職員数が多くなっている。

(表2-1-5:税務事務経験年数別職員数)

(単位:人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	平均年数 (年)
税務部							
税制課	3	1	5	2	1	4	7.0
税務運営課	5	6	7	1	3	8	6.9
市税事務所							
法人諸税課	0	6	2	3	1	3	6.7
市民税課	6	9	7	5	3	15	8.3
固定資産税課	7	13	5	6	3	32	10.4
納税課	4	15	8	8	4	14	7.5
税務サービス課	0	3	0	2	2	13	15.1
計	25	53	34	27	17	89	8.9

※ 再任用職員、会計年度任用職員を除く。

上表のとおり、固定資産税課及び税務サービス課は平均年数が10年超となっている。この理由について以下に記載する。

固定資産税課については、固定資産の評価等専門的知識を要する業務が多く、経験年数が長くなる傾向にあると考えられる。

また、税務サービス課についても、様々な税目の窓口対応や適切な課税、納税担当への取次ぎを担うため、幅広い税の知識が必要となることから、経験年数が長くなる傾向にあると考えられる。

## (2) 堺市の税目別調定額

### ア 令和6年度一般会計歳入決算額

堺市における令和6年度の一般会計歳入決算額の内訳は以下のとおりとなっている。

(表 2-1-6 : 令和6年度一般会計歳入決算額)

(単位:百万円)

	款名	決算額	構成比
1	市税	156,531	32.8%
2	地方譲与税	2,049	0.4%
3	利子割交付金	133	0.0%
4	配当割交付金	1,474	0.3%
5	株式等譲渡所得割交付金	1,939	0.4%
6	分離課税所得割交付金	169	0.0%
7	法人事業税交付金	2,485	0.5%
8	地方消費税交付金	20,059	4.2%
9	ゴルフ場利用税交付金	136	0.0%
10	環境性能割交付金	714	0.2%
11	軽油引取税交付金	6,076	1.3%
12	国有提供施設等所在市町村助成交付金	9	0.0%
13	地方特例交付金	5,682	1.2%
14	地方交付税	56,599	11.9%
15	交通安全対策特別交付金	215	0.1%
16	分担金及び負担金	3,217	0.7%
17	使用料及び手数料	5,426	1.1%
18	国庫支出金	128,279	26.8%
19	府支出金	29,860	6.2%
20	財産収入	5,058	1.1%
21	寄附金	1,633	0.3%
22	繰入金	7,043	1.5%
23	繰越金	8,246	1.7%
24	諸収入	8,189	1.7%
25	市債	26,702	5.6%
合計		477,935	100.0%

上表のとおり、令和 6 年度においては、156,531 百万円 (32.8%) が市税収入となつており、一般会計歳入決算額合計 477,935 百万円のうち、最も高い割合を占めることが分かる。

#### イ 市税の税目別決算額

堺市における令和 6 年度の市税の調定額及び収入額（決算額）の内訳は以下のとおりとなっている。

調定とは、地方公共団体の長が、歳入の所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納期限などを調査・決定することをいう。こうして、調定が行われた後、納入義務者に対して納入の請求通知を行い、納入義務者から債務の履行がなされれば、歳入の収納に至ることとなる。

(表 2-1-7：令和 6 年度市税調定額及び収入額の税目別内訳)

(単位：百万円)

税 目	調定額			収入額			徴収率 (B/A)
	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (A)	現年 課税分	滞納 繰越分	計 (B)	
個人市民税	60,101	1,158	61,260	59,507	475	59,982	97.9%
法人市民税	10,611	68	10,680	10,591	11	10,603	99.2%
固定資産税	60,855	468	61,323	60,642	288	60,930	99.3%
国有資産等 所在市町村 交付金	889	-	889	889	-	889	100%
軽自動車税	1,514	50	1,564	1,494	15	1,509	96.4%
市たばこ税	6,093	0	6,093	6,093	-	6,093	100%
特別土地 保有税	-	0	0	-	-	-	0%
入湯税	0	-	0	0	-	0	100%
事業所税	5,045	24	5,069	5,044	14	5,059	99.7%
都市計画税	11,446	99	11,545	11,395	66	11,461	99.2%
合 計	156,557	1,871	158,429	155,660	871	156,531	98.8%

※ 本表において、百万円未満は「0」、0 円は「-」として表記している。

上表のとおり、令和 6 年度における調定額は現年課税分 156,557 百万円と滞納繰越分 1,871 百万円を合わせて 158,429 百万円となっており、このうち 156,531 百万円が収納された。徴収率は市税全体で 98.8% であり、現年課税分については 99.4%、滞納繰越分については 46.5% となっている。

#### ウ　過去 5 年間の調定額の推移

堺市における過去 5 年間の市税の税目別調定額は次の表のとおりとなっている。

(表 2-1-8 : 堺市の過去 5 年間の調定額の推移)

(単位 : 百万円)

税目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
個人市民税	62,832	61,696	63,335	63,990	61,260
法人市民税	9,027	8,959	11,189	9,273	10,680
固定資産税	59,075	58,758	59,311	60,208	61,323
国有資産等所在 市町村交付金	878	895	891	884	889
軽自動車税	1,383	1,425	1,487	1,510	1,564
市たばこ税	5,476	5,762	6,178	6,110	6,093
特別土地保有税	0	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0	0
事業所税	5,246	5,267	4,939	5,679	5,069
都市計画税	10,964	10,952	11,132	11,341	11,545
調定総額	154,885	153,718	158,465	159,000	158,429

上表のとおり、堺市の調定総額は増加傾向にある。令和 2 年度調定額と令和 6 年度調定額を比較すると、増加額は 3,544 百万円であり、増加割合は 2.2% 程度となっている。

税目別で見た場合、法人市民税の増加(1,653 百万円)及び固定資産税の増加(2,248 百万円)が大きな要因となっていることが分かる。法人市民税の増加は企業業績好調等によるものであり、固定資産税の増加は地価上昇や新增築家屋の増加、家屋評価額の減価の減少によるものである。

## エ 他の政令指定都市との比較

令和 5 年度の市税の調定額と収入額について、他の政令指定都市と比較した表は以下のとおりである。

(表 2-1-9 : 市税調定額及び収入額の他の政令指定都市との比較)

市名	調定額		収入額		徴収率	
	金額 (百万円)	順位	金額 (百万円)	順位	率 (%)	順位
横浜市	892,000	1	886,303	1	99.4	2
大阪市	814,635	2	804,353	2	98.7	12
名古屋市	621,476	3	617,466	3	99.4	2
川崎市	389,792	4	387,895	4	99.5	1
福岡市	374,578	5	369,936	5	98.8	7
札幌市	356,989	6	353,772	6	99.1	5
神戸市	325,022	7	321,122	7	98.8	7
京都市	322,995	8	320,060	8	99.1	5
さいたま市	295,007	9	290,530	9	98.5	15
広島市	249,825	10	246,715	10	98.8	7
仙台市	232,137	11	229,301	11	98.8	7
千葉市	212,508	12	207,965	12	97.9	19
北九州市	184,093	13	181,081	13	98.4	16
堺市	159,000	14	157,008	14	98.7	12
浜松市	154,193	15	152,373	15	98.8	7
静岡市	143,065	16	141,996	16	99.3	4
相模原市	140,238	17	137,544	17	98.1	17
新潟市	139,106	18	135,601	19	97.5	20
岡山市	138,302	19	135,626	18	98.1	17
熊本市	129,926	20	128,068	20	98.6	14

出典：堺市税務統計（令和 6 年度版）より監査人が集計

上記表のとおり、堺市と他の政令指定都市19市との比較において、調定額及び収入額はともに14位であり、徴収率は12位に位置していた。

また、堺市の徴収率は、過去5年間以下のとおり推移しており、いずれの年度も高い水準である。

(表2-1-10：堺市の過去5年間の徴収率の推移)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
徴収率	97.6%	98.6%	98.6%	98.7%	98.8%

### (3) 徴税コスト

#### ア 徴税コストの推移

堺市の徴税コストに関する過去5年間の推移は以下のとおりである。

(表2-1-11：堺市の徴税コストの推移)

(単位：百万円)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税収入額	市税(A)	151,240	151,638	156,356	157,008	156,531
	個人府民税	15,941	15,652	15,991	16,183	15,318
	合計(B)	167,182	167,291	172,348	173,191	171,849
徴税費	人件費(C)	2,066	2,012	2,051	2,066	2,163
	物件費	591	555	642	537	635
	報奨金等	3	-	-	-	-
	その他	163	169	204	192	106
	合計(D)	2,825	2,737	2,898	2,795	2,905
府民税徴收取扱費(E)		1,161	1,157	1,162	1,168	1,183
市税徴収に係る経費(F) = (D) - (E)		1,663	1,580	1,735	1,627	1,722
税収入額に対する徴税費の割合	(D) / (B)	1.7%	1.6%	1.7%	1.6%	1.7%
	(F) / (A)	1.1%	1.0%	1.1%	1.0%	1.1%
税務職員数(G)※		252人	246人	243人	244人	247人
職員1人当たり人件費(C) / (G)		8,198	8,181	8,444	8,467	8,759

※ 税務職員数は各年度の4月1日現在

上表のとおり、堺市の令和 6 年度における税収入額に対する徴税費の割合は、府民税徴収取扱費控除後で 1.1% となっている。これは、税収入額 1,000 円当たり 11 円程度徴税に関するコストが発生しているということである。徴税費の割合は他の年度においても概ね同水準である。

一方、職員 1 人当たり人件費は増加傾向にある。この理由として堺市において、人事委員会勧告による給与の引き上げ勧告を踏まえた給与改定があったことが理由の一つとして考えられる。

#### イ 他の政令指定都市との比較

徴税コストについて、他の政令指定都市と比較した表は以下のとおりである。なお、堺市と概ね同様の水準の調定額である都市を選定した。

(表 2-1-12 : 令和 5 年度における徴税コストの他の政令指定都市との比較)

(単位 : 百万円)

区分	自治体名	堺市	千葉市	浜松市	静岡市	相模原市
税収入額	市税 (A)	157,008	207,965	152,373	141,996	137,544
	個人府・県民税	16,183	24,531	17,141	15,033	16,485
	合計 (B)	173,191	232,496	169,514	157,029	154,029
徴税費	人件費 (C)	2,066	2,256	1,854	1,750	1,723
	物件費 (需用費)	537	1,188	912	679	547
	報奨金等	0	59	0	11	0
	その他	192	0	90	80	48
	合計 (D)	2,795	3,504	2,856	2,521	2,319
府・県民税徴収取扱費 (E)		1,168	1,619	1,350	1,166	1,149
市税徴収に係る経費 (F) = (D) - (E)		1,627	1,885	1,505	1,354	1,169
税収入額に対する徴税費の割合	(D) / (B)	1.6%	1.5%	1.7%	1.6%	1.5%
	(F) / (A)	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%
税務職員数		244 人	316 人(※1)	299 人(※1)	225 人(※1)	224 人(※2)

※1 税務統計では徴税職員数という記載であったが、税務職員数に読み替えて記載した。

※2 税務職員数の記載がなかったため、税務部門職員数（任期付・臨時及び再任用を除く）を記載した。

※3 他市の徴税コストについては各団体の「税務統計」等より記載した。

堺市と概ね同様の水準の調定額である千葉市、浜松市、静岡市、相模原市における税収入額に対する徴税費の割合を比較した。その結果、税収入額全体に対する徴税費全体の割合及び市税収入額に対する市税徴収に係る経費の割合はそれぞれ 1.6%、1.0%と両指標とも比較団体と概ね同水準であった。

#### (4) 税業務全般に関する監査結果

##### ア 監査結果

###### 【意見 1】申告書の確認をするためのチェック体制

申告納付制度又は申告書の提出を受ける税目において、申告書の不備等を発見するチェック体制が税目により異なっていた。具体的には以下のとおりである。

a 申告書確認のチェックリスト又はマニュアルを作成し活用している。

【法人市民税、個人市民税、市たばこ税】

b 申告書確認のチェックリストを作成しているが、当該チェックリストの活用が不十分である。

【事業所税】

c 申告書確認のチェックリスト又はマニュアルを作成していない。

【固定資産税（償却資産）】

税目ごとに組織体制が異なるためチェック体制も異なることは理解できるが、事務手続の明確化や均一化の観点から、チェックリストを作成しているが活用が不十分な税目については活用を、チェックリスト、マニュアル等を作成していない税目については申告書確認のためのチェックリスト、マニュアル等の作成を検討されたい。

###### 【要望 1】電子申告等の更なる促進について

堺市では地方税ポータルシステムの「eLTAX」（以下「エルタックス」という。）のサービスを利用して、市税の電子申告、電子申請・届出を行うことができる。

エルタックスで税目により電子申告、電子申請・届出ができるものは以下の表のとおりである。

(表 2-1-13 エルタックスによる電子申告、電子申請・届出ができる税目一覧)

法人市民税	法人市民税申告書、法人設立設置届出書、異動届 など
個人市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）	給与支払報告書、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書、特別徴収義務者の名称・所在地等の変更届出書 など
固定資産税（償却資産）	償却資産申告書、種類別明細書 など
事業所税	事業所税申告書、事業所用家屋貸付等申告書 など
市たばこ税	申告書・修正申告書、返還に係る製造たばこの明細書 など
全税目	徴収猶予の申請、換価の猶予の申請 など

令和 2 年度から令和 6 年度までにおける法人市民税、個人市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）、固定資産税（償却資産）、事業所税、市たばこ税の申告書におけるエルタックスを利用した申告書の提出率は以下の表のとおりである。

(表 2-1-14 エルタックスを利用した申告書の提出率)

(単位：%)

税目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
法人市民税	79.5	83.2	85.4	87.2	89.6
個人市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）	75.3	77.7	81.0	80.3	82.2
固定資産税（償却資産）	42.3	47.6	51.2	54.3	59.2
事業所税	28.4	33.6	40.2	42.4	47.2
市たばこ税 ※	-	-	-	6.1	66.3

※ 市たばこ税のエルタックスを利用した申告書の提出開始は令和 5 年 10 月である。

全ての税目においてエルタックスを利用した申告書の提出率は年々上昇傾向にあり、法人市民税及び個人市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）については、令和 6 年度において 80% 以上の高い水準となっている。

一方で、法人市民税及び個人市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）以外の税目の提出率については、およそ 45% から 70% の間にあり、更なる向上の余地があると考えられる。特に、事業所税については、令和 6 年度においても過半数にも満たない

47.2%という提出率である。

堺市ではエルタックスの利用拡大のため、市のホームページ・市税のしおり・納税だより等での周知や申告の手引き、申告書送付用封筒への記載等を行っている。

エルタックスの利用は、申告者の利便性やペーパーレスに寄与するだけでなく、申告書に記載された情報に不備があればシステム上提出ができなくなる等のシステム統制がかかるため、堺市の事務の効率化にも大きく寄与すると考えられる。

堺市では上述したとおり周知活動を行っているが、エルタックスを利用することによる利用者へのメリットを強調する等の施策を実施し、エルタックス利用率の更なる向上に努められたい。

## 2 法人市民税

### (1) 法人市民税の概要

#### ア 意義、課税対象、納税義務者

##### (ア) 意義

法人市民税は、区内に事務所や事業所などがある法人（会社など）や、法人でない社団等（収益事業を行うものに限る。）にかかる税金である。法人市民税は、申告納付方式であるため、納税義務者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納付する。

##### (イ) 課税対象

法人市民税は、「均等割」と「法人税割」の2つからなり、「均等割」は法人の資本金及び従業者数といった企業規模に対して、「法人税割」は法人の所得部分に対して課税を行うものである。

##### (ウ) 納税義務者

法人市民税については、原則として下記に該当する法人等が納税義務者となる（納税義務者と納める税額の詳細については表2-2-1を参照）。

- a 区内に事務所、事業所がある法人（人格のない社団等で収益事業を営むものを含む。）
- b 区内に寮・宿泊所等があるが、事務所又は事業所がない法人
- c 区内に事務所、事業所があり、法人課税信託の引受けを行う個人

（表2-2-1：納税義務者と納める税額の対応表）

納税義務者	納める税額	
	法人税割額	均等割額
区内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
区内に事務所や事業所は有しないが、寮や保養所を有する法人	×	○
区内に事務所、事業所等を有する公益法人等又は法人でない社団等	収益事業を行う	○
	収益事業を行わない	×

## イ 税額算定のあらまし

### (ア) 税額算定のあらまし

「均等割」及び「法人税割」の税額計算は下記のとおりである。

#### a 均等割

法人の所得に関係なく課される税額部分であり、資本金等の額と従業者数により税額が決定する。均等割については法人税割と異なり、税額算定のための計算を必要としない（詳細な税額については表 2-2-2 を参照）。

（表 2-2-2: 均等割における税額一覧）

法人の区分			従業者数の合計数（※1）	
			50 人以下	50 人超
1	「資本金等の額」と「資本金の額と資本準備金の額の合計額」のどちらか大きい額	50 億円超	41 万円	300 万円
2		10 億円超 50 億円以下	41 万円	175 万円
3		1 億円超 10 億円以下	16 万円	40 万円
4		1000 万円超 1 億円以下	13 万円	15 万円
5		1000 万円以下	5 万円	12 万円
6	・公共法人で均等割が課税されるもの ・公益法人等で均等割が課税されるもの（※2） ・人格のない社団等で収益事業を行うもの ・一般社団法人及び一般財団法人 ・保険業法の相互会社以外の法人で資本金又は出資金の額を有しない法人		5 万円	

※1 「従業者数の合計数」とは、区内の事務所、事業所又は寮などの従業者数の合計数。堺市内の複数の区内に事務所等がある場合は、区ごとに均等割額を判定し、合算する。なお、課税標準の算定期間の末日で判定する。

※2 非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人は、「公益法人等」として扱われ課税される。

### b 法人税割

法人の所得に応じて課される税額部分であり、国税である法人税額を課税標準とし、各市町村で定めた税率を乗じて計算する。詳細な税率については以下の表のとおりである。

(表 2-2-3: 法人税割における税率一覧)

法人の区分	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日 までに開始する事業年度分	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分
資本金等の額が 1 億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額が年 800 万円以下の法人	9.7%	6.0%
上記以外の法人	12.1%	8.4%

### ウ 申告納付制度

法人市民税については、申告納付制度が採られており、納税者がその納付するべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することが求められている。主な申告の種類としては「確定申告」「中間申告」「修正申告」がある。

ただし、公共法人及び公益法人等で均等割のみが課税されるものの申告納付期限は、4 月 30 日である。

#### (ア) 確定申告

法人税法の規定によって、法人税の確定申告書（一般の確定申告書及び退職年金積立金に係る確定申告書）を提出する義務のある法人は、事業年度終了の日の翌日から原則として 2 か月以内に、法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額とする。

#### (イ) 中間申告

法人税法の規定によって、法人税の中間申告書を提出する義務のある法人は、事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に、法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（仮決算による中間申告以外の場合には、前

事業年度の法人税割額の 2 分の 1)、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。

なお、法人税法第 71 条第 1 項ただし書の規定により中間納付額が 10 万円以下であるため法人税の中間申告書の提出を要しない法人については、法人市民税についても中間申告及びこれに基づく納税を要しない。

#### (ウ) 修正申告

上記の申告書を提出した法人又は更正若しくは決定を受けた法人は、次の場合には遅滞なく、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、増加した税額を納付しなければならない。

- a 申告書等に記載した税額に不足額があるとき
- b 申告書に税額を記載しなかった場合又は税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき税額があるとき

#### エ 調定額等の推移

法人市民税の調定額等の推移は以下の表のとおりである。

(表 2-2-4 : 法人市民税調定額等の推移)

(単位 : 百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	9,027	8,959	11,189	9,273	10,680
収入済額	8,899	8,888	11,105	9,200	10,603
不納欠損額	4	6	16	5	2
収入未済額	124	64	67	66	74
徴収率	98.58%	99.20%	99.25%	99.21%	99.27%

#### オ 組織体制

令和 6 年 4 月 1 日時点において、法人市民税の業務は職員 5.5 人（うち会計年度任用職員 2 人）で事務を行っている。なお、職員の数は、包括外部監査人からの依頼に基づいて事務分掌や現場の実態等を踏まえて集計されたものである。したがって、集計には一定の判断が反映されており、解釈に幅が生じる可能性がある。以下、本報告書の各税目の「組織体制」において同様である。

## （2）事務手続の概要

法人市民税に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

### ア 課税対象の特定

法人市民税については、課税対象となる法人等を特定するために、以下の業務を行っている。

#### （ア）設立・設置申告書の受付及び登録

堺市内で新規に法人を設立した法人については、堺市への設立・設置申告書を提出させることができる。法人課税係では、当該申告書の提出を受け付け、税総合電算システムへの登録が行われる。

また、既に堺市外で法人を設立している場合においても、新たに堺市内に事務所又は事業所を開設する場合には、堺市への設立・設置申告書を提出させることができる。こちらも堺市内で新規に法人を設立した法人と同様に、法人課税係で提出を受け付け、税総合電算システムに登録される。

堺市では、当該申告書に基づき税総合電算システムへの法人を登録することで、法人市民税の課税対象となる法人の名称、住所等を把握する。

#### （イ）異動申告書の受付及び登録

堺市に登録のある法人について、本店所在地の変更、名称変更、事業年度変更、事務所等の移転、廃止、休業、解散、合併など、法人内容について異動があった場合は、異動申告書を提出させることができる。

堺市では、設立・設置申告書と同様に、法人課税係で当該申告書を受け付け、税総合電算システムへ登録を行う。これにより、堺市では登録されている法人の市内及び市外への住所変更や廃業等を認識する。

#### （ウ）未申告法人への催告書発送

税総合電算システムへの登録のある法人等について、納期限後2か月を経過した申告書未提出の法人について、税総合電算システムより「未申告法人一覧表」及び「未申告法人等の調査票」を出力する。

「未申告法人等の調査票」から発送対象者、事業年度の精査を行う。過去一定年度以上未申告の状態かつ大阪府税事務所から「課税標準額通知」が届いていない法人については、法人基本データの開設閉鎖区分を職権抹消へ変更する。

上記精査の結果、未申告法人であると判断した法人等に対して、催告書（1回目）を発送する。

催告書（1回目）の発送後も未申告又は回答があったものの申告をしていない法人等については、催告書（2回目）及び金額を記入した申告書を発送する。

催告書（2回目）の発送後も未申告であった場合、再調査を行い、堺市において申告義務があるかを判断する。申告義務があるものは、税総合電算システム上、決定データ入力処理を行い、申告義務がない場合は調査対象から削除する。

#### （エ）未登録法人の調査

法人市民税については申告納付方式により課税徴収が行われるため、法人からの設立・設置申告書の届出がない場合、本来、税総合電算システム上登録されるべき法人が未登録となってしまう。未登録となった法人については、課税対象として認識されないため、課税漏れとなる可能性がある。

堺市では、このような未登録法人に対して、堺市への登録を促すために、大阪府税事務所より毎月送付される申告データと、税総合電算システムに登録されている法人等情報との照合を行う。堺市の税総合電算システムに登録がない法人等については、（ウ）の未申告法人への催告書発送と同様、催告書を送付する。

### イ 法人市民税の調定手続

#### （ア）申告書の発送

堺市の税総合電算システムに登録のある法人等について、決算月の翌月20日頃に納付書付申告書を送付する。

#### （イ）申告書の受付に係る事務処理

法人課税係では、法人等から申告書の提出を受け、以下の手続を行う。

##### a 申告書受付

紙媒体の申告書で受け付ける場合、法人等から郵送、持参された申告書に堺市受付印を押印し、申告書の原本を受領するとともに、控えの申告書を返却する。電子媒体（エルタックス）での申告の場合、申告書をプリントアウトし、紙媒体の申告書と併せて管理する。

##### b 申告書審査

添付資料漏れ、記載漏れ等の不備の有無を確認し、必要に応じて税理士や法人等への確認及び再提出又は職権訂正等の対応をとる。

審査済みの申告書は、外部委託業者において税総合電算システムに一括入力するものと職員が税総合電算システムに入力するものに分類する。

c 調定計上

外部委託業者において税総合電算システムに一括入力した申告書については、申告書エラーリストが出力されるため、エラーが解消するまで調査を行う。

税総合電算システムに入力したものについては、入力した職員と別の職員が税総合電算システムの入力項目と申告書が一致していることを確認する。

(ウ) 更正の有無の確認

法人市民税のうち、法人税割額については法人税法上に規定される法人税額が課税標準となるため、国税の申告額が更正等により変更された場合、法人市民税についても税額が変動する。そのため、堺市ではこのような税額の変動に対して以下のような業務により更正等の有無を確認している。

a 大阪府税事務所からの通知内容との照合

法人府民税のうち、法人税割額は、法人市民税と同様に法人税法上規定されている法人税額が課税標準となる。そのため堺市では、毎月大阪府税事務所から申告書データを入手し、税総合電算システムに登録されている申告書内容と照合することで、市への申告書の内容が適切であることを検証している。

b 更正請求書に添付の国税の更正通知書との照合

法人等から堺市へ申請がある更正請求書に添付されている国税の更正通知書の内容を税総合電算システムに登録されている申告書内容と照合することで、市への申告書の内容が適切であることを検証している。

c 分割通知書との照合

他市町村から送付される分割通知書の内容を税総合電算システムに登録されている申告書内容と照合することで、市への申告書の内容が適切であることを検証している。

d 更正内容の入力

上記 a ~ c と照合した結果、堺市において更正が必要となるものについては、税総合電算システム上、更正内容を反映させる。

e 通知書の送付

更正内容を入力後、出力された通知書を再度大阪府税事務所等からの通知と照合する。通知書は決裁書と同時に出力され、増額分については納付書も出力される。出力した通知書等については、更正処理一覧表、更正決議書、大阪府税事務所等からの通知書と併せて決裁をとり、決裁後に通知書と納付書を送付する。減額分については通知書のみを送付する。

(3) 監査手続と監査結果

法人市民税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

(ア) 堺市が保有している業務フロー資料に基づいて、ヒアリング及び資料閲覧を実施した。

(イ) 設立・設置申告書及び異動申告書が、税総合電算システムへ正確に登録されていることを確認するため、任意の件数について令和6年度の申告書（原本）と税総合電算システムの登録内容を照合した。

(ウ) 未申告法人への催告書の発送内容等を把握するため、担当者にヒアリングを行うとともに未申告法人調査票を閲覧した。

(エ) 法人等から提出される確定申告書等が、税総合電算システムへ正確に登録されていることを確認するため、任意の件数について令和6年度の申告書（原本）と税総合電算システムの登録内容を照合した。

(オ) 均等割額について、申告内容の適切性に関する検証方法を確認するため、担当者へのヒアリングを行った。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【意見2】「設立・設置申告書」及び「異動申告書」の入力チェック

堺市では、法人等から提出された「設立・設置申告書」及び「異動申告書」（以下、「申告書等」という。）について、会計年度任用職員が申告書等の情報を税総

合電算システムに入力する。その後、職員が申告書等の情報と税総合電算システムの入力情報との一致を確認するルールとなっている。

今回、保管されていた申告書等を閲覧したところ、申告書等において税総合電算システムに入力した会計年度任用職員の署名はあったが、税総合電算システムとの一致を確認した職員を特定できる署名や押印等の証跡はなかった。

現場の運用として、職員が税総合電算システムとの一致を確認する場合には、申告書等にチェックマークを付していることであったが、責任の所在を明確にする観点から、職員についても税総合電算システムとの一致を確認した都度、申告書等に署名や押印等の確認者が特定できる証跡を残すことを検討されたい。

#### (イ) 【意見3】未申告法人等の調査

担当者へのヒアリングによると、堺市では法人市民税が過去一定年度において未申告の状態であり、かつ、大阪府税事務所から「課税標準額通知」が到着していない法人等（以下、「未申告法人等」と言う。）は、法人基本データの開設閉鎖区分を職権抹消へ変更し、職権抹消後は催告の実施をしていないということであった。

しかし、堺市で作成されているマニュアルによると、上記職権抹消をするかどうかの判断について、過去一定年度において未申告であることが必要十分の基準となっている。

マニュアルに記載のない、「課税標準額通知」が到着していないことの確認は、到着すれば賦課事務を執行するため未申告法人等の調査票には抽出されないこと、また、これまでこの確認が課税捕捉に結びついたことはないとのことであったことから、限られた人員と時間の中で事務を進めていくためにも取りやめを検討されたい。

#### (ウ) 【意見4】資本金等の記載がない確定申告書

法人等は、均等割額の基準となる資本金等の額を確定申告書に記載する必要がある。しかしながら、令和6年度に紙で提出された確定申告書を閲覧したところ、資本金等の額が空欄であるものが散見された。

資本金等の額が空欄の場合、職員が税総合電算システムにおいて資本金等の額を確認し、確定申告書に記載された均等割額との整合性を確認しているとのことであった。

資本金等の額は法人市民税の均等割額の基準となる重要な情報であるため、確定申告書において空欄になることがないように法人等への周知をされたい。

(エ) 【要望 2】従業者数の記載に係る問合せの実施

- a 2(1)イ「税額算定のあらまし」に記載のとおり、均等割額の税額は、法人等における以下の 2 つの要素から決定する。

(a) 「資本金等の額」と「資本金の額と資本準備金の額の合計額」のどちらか大きい額（表 2-2-2: 均等割における税額一覧）の第 6 の項は除く。)

(b) 従業者数の合計（堺市内の複数の区に事務所等がある場合は、区ごとの従業者数の合計で均等割額を判定）

- b 令和 6 年度に提出された確定申告書において、以下の 2 点が発見された。

(a) a (a) について 1,000 万円超の法人等かつ a (b) の従業者数の合計の記載がないもの(7 件)

いずれの確定申告書も紙での提出であり、従業者数の合計が 50 人以下の場合の均等割の税額を記入していた。

(b) a (a) について 1 億円超かつ区ごとの従業者数の合計が 50 人で申告のあった法人等 (7 件)

当該法人等の過去 3 年間の従業者数の合計を確認したところ、同一区内において 2 年連続 50 人ちょうどで申告している法人が 1 件、3 年間で 40 人から 50 人の間の人数で申告している法人が 1 件あった。

a (a) が 1 億円超 10 億円以下の場合、従業者数の合計が 50 人以下か 50 人超かで均等割額がそれぞれ 16 万円と 40 万円と税額が大きく変わる。

地方税法第 298 条では、市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、質問し、事業に関する帳簿書類を検査し、提出を求めることができる旨が規定されている。

確定申告書の作成責任は納税者にあるが、従業者数の記載が漏れている又は従業者数の合計が税額に影響を及ぼす可能性があると考えられる確定申告書については、当該規定の趣旨を踏まえ、従業者数の問合せを行うことを検討されたい。

### 3 個人市民税

#### (1) 個人市民税の概要

##### ア 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

###### (ア) 意義

個人市民税は、一般に個人府民税と合わせて個人住民税と呼ばれ、住んでいる地域の費用を住民が負担することを目的としている。このため、個人市民税には、地域の費用を広く均等に負担するため、所得にかかわらず定額の負担を求める均等割と、個人の所得に応じて負担を求める所得割がある。

###### (イ) 課税対象と納税義務者

個人市民税は、その年の1月1日現在、堺市内に住んでいる人には均等割が課され、また、前年に一定の所得金額がある場合には、所得割も課されることになる。あるいは、堺市内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その同一区内に住所がない場合は、均等割が課される。

均等割額は、個人市民税3,000円、個人府民税1,300円の合計4,300円であり、これに加えて森林環境税(令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税)1,000円が併せて徴収される。ただし、事務所、事業所又は家屋敷を有することにより課税される個人の場合は、均等割のみが課税される。

所得金額は10種類の所得で構成され、その金額は、一般に収入金額から必要経費等を差し引くことによって計算される。所得の種類と所得金額の計算方法は表2-3-2のとおりである。

(表2-3-1: 納税義務者)

	均等割	所得割	森林環境税 (国税)
区内に住所がある個人	○	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その区内に住所がない個人	○	—	—

(表 2-3-2 : 所得の種類と所得金額の計算方法)

所得の種類		所得金額の求め方
給与所得	給料、賞与など	収入金額 - 給与所得控除額 - 所得金額調整控除額
雑所得	他にあてはまらない所得	収入金額 - 公的年金等控除額
	業務	収入金額 - 必要経費
	その他	
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 所得金額 ※一律 20.315%(国 15.315%、府 5%)が源泉分離課税される。 ただし、源泉分離課税されていないものは申告が必要。
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額 - 必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額 - 必要経費
一時所得	生命保険契約等に基づく一時金、賞金、懸賞当選金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 ※一時所得の金額は2分の1の額を総所得金額に算入する。
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林を売ったことによる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲渡所得	資産を売ったことによる所得	収入金額 - (取得費・譲渡費用)
		収入金額 - (取得費・譲渡費用・借入金利子等)
		収入金額 - (取得費・譲渡費用) - 特別控除額 ※長期譲渡所得の金額は2分の1の額を総所得金額に算入する。

#### (ウ) 非課税制度

所得金額等が下記の非課税限度額以下である場合には課税されない。

##### a 均等割も所得割も課税されない

- (a) 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (b) 1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下(給与の収入金額では204万4千円未満)の人
- (c) 扶養家族がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の人
- (d) 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人  
$$35\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)} + 31\text{万円}$$

##### b 均等割は課税されるが、所得割は課税されない

- (a) 扶養家族がなく、前年中の総所得金額等が45万円以下の人
- (b) 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人  
$$35\text{万円} \times \text{家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族の数)} + 42\text{万円}$$

#### イ 税額算定のあらまし、減免制度

##### (ア) 税額算定のあらまし

「所得割額」の税額計算は下記のとおりである(個人市民税の「均等割額」は一定額であるため、記載していない。)。

##### 所得割額

表2-3-2により算定された所得金額から各種所得控除額を引いて課税標準額を求める。

課税標準額に個人市民税・個人府民税の総合課税所得の税率10%(=個人市民税8%+個人府民税2%)を乗じて税額を計算する。さらに、この税額から調整控除、税額控除、配当割・譲渡所得割の税額控除の額を引いて所得割額を計算する。

所得割額= (各所得金額合計(※) - 所得控除額) × 10% - 調整控除 - 税額控除 - 配当割・譲渡所得割の税額控除

(※) 原則は全ての所得を合計するが、下記の表(表2-3-3:分離課税の所得と税率)に記載の所得については、上記とは分離して課税計算を行うこととなる(分離課税の特例)。

### (イ) 減免制度

個人住民税は前述のとおり、前年の所得に応じて課税されるため、生活保護受給、失業や傷病、火災・風水害等の災害に遭うなど、納付年度の状況が変化し、納税が困難である方のために納税者からの申請による減免制度がある。(堺市市税条例第29条、第30条)。なお、そのような事由がある場合でも、事由の発生する以前に納期限が到来した税額については、減免の対象外である。

(表 2-3-3 : 分離課税の所得と税率)

所得の区分		税率 (単位 : %)	
		個人 市民税	個人 府民税
長期譲渡所得	一般	4.0	1.0
	特定 (優良住宅地の造成等)	課税長期譲渡所得金額 2,000万円以下の部分	3.2 0.8
		課税長期譲渡所得金額 2,000万円超の部分	4.0 1.0
	軽課 (居住用財産の譲渡)	課税長期譲渡所得金額 6,000万円以下の部分	3.2 0.8
		課税長期譲渡所得金額 6,000万円超の部分	4.0 1.0
	一般	7.2	1.8
短期譲渡所得	国又は地方公共団体に対する譲渡	4.0	1.0
	上場分	4.0	1.0
株式等の 譲渡所得金額	未公開分	4.0	1.0
上場株式等の配当所得		4.0	1.0
先物取引に係る所得		4.0	1.0
退職所得		6.0	4.0

### ウ 申告及び納税の方法

#### (ア) 個人市民税の申告

個人市民税は、堺市が税額を計算し、これを納税義務者に通知して納税する仕組みであるが、堺市が適切に税額を計算するため、納税義務者は前年の所得に関する申告書を提出する必要がある。ただし、所得税の確定申告をした場合や前年中の収入が給与所得（又は公的年金等所得）のみで、勤務先（又は日本年金機構等）から給与支払報告書（又は公的年金等支払報告書）が提出されている場合は、市税のための申告は必要ない。ただし、その場合でも、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける場合は申告が必要となる。

#### (イ) 徴収の方法

個人市民税は個人府民税と一緒に徴収することとされている。徴収の方法には大きく2つの方法がある。

##### a 普通徴収

事業所得者などの個人市民税は、申告に基づき計算された税額を、納税通知書に基づき、各納税者が6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて納付する。

##### b 特別徴収

###### (a) 給与からの特別徴収

給与所得者の個人市民税は、勤務先からの給与支払報告書に基づき計算された税額が勤務先を通じて各納税者に通知され、勤務先（特別徴収義務者）が6月から翌年の5月まで年12回に分けて毎月給与支払の際に天引きして納税者に代わって納付する。

###### (b) 年金からの特別徴収

65歳以上の納税義務者の公的年金に係る個人市民税は、公的年金の支払者が、年金支払の際に年金から天引きして納税者に代わって納付することになっている。公的年金分の特別徴収については、上半期の年金支給月（4月、6月、8月）に、前年度の公的年金等の所得にかかる年税額の6分の1ずつを公的年金より特別徴収（仮徴収）する。下半期の年金支給月（10月、12月、翌年2月）に、年税額から当該年度の仮徴収額を差し引きした、残りの税額の3分の1ずつを徴収する。公的年金等の特別徴収を開始する年度は、年税額の4分の1ずつを1期、2期の普通徴収とし、年税額の6分の1ずつを10月、12月、翌年2月の公的年金から特別徴収する。

## エ 調定額等の推移

個人市民税の調定額等の推移は以下の表のとおりである。

(表 2-3-4 : 個人市民税調定額等の推移)

(単位 : 百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	62,832	61,696	63,335	63,990	61,260
収入済額	61,583	60,474	62,072	62,745	59,982
不納欠損額	70	115	143	117	122
収入未済額	1,178	1,107	1,118	1,126	1,155
徴収率	98.01%	98.02%	98.01%	98.06%	97.91%

## オ 組織体制

令和 6 年 4 月 1 日時点において、個人市民税の業務は職員 68 人（うち会計年度任用職員 23 人）で事務を行っている。

### （2）事務手続の概要

個人市民税に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

#### ア 提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・府民税申告書、確定申告書のチェックと税総合電算システムへの登録事務

給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税・府民税申告書の各資料は、税総合電算システムへの資料登録時にエラーチェックを行い、資料ごとに更正連絡票を出力することで、エラーの確認や適宜調査・修正を行い、賦課計算のための資料データを整理している。

確定申告書のうち、e-Tax 分は国税から送信されるデータを取り込み、紙媒体のものは、国税から送信された一部数値データと外部事業者に委託したパンチデータを合わせて税総合電算システムに取り込んでいる。

市民税・府民税申告書は、当初期は申告支援システムを利用して作成した申告書を税総合電算システムにデータ連携し取り込みしている。申告支援システムでは、会計年度任用職員が所得や控除内容を入力し、その内容を紙出力した入力点検シートを職員が点検後、申告書を出力している。なお、平常期は、その他課税資料と同様に税総合電算システムに直接新規入力、又は更正入力し、いずれもオンライン入力確認リストにより入力誤りがないかを点検している。

なお、個人市民税の特徴は、その処理件数が多いこと及び課税標準を構成する所得も複数あることである。堺市では提出された資料の内容を合算する処理を併合処理と称しているが、4月中旬に行う一括併合処理以降は、4月末の特別徴収通知の編集に反映されるよう、申告期限内に提出の確定申告書やその他課税資料を踏まえ賦課内容に手入力による更新作業を行っている。

各資料の登録時に、宛名関連リストにより課税資料の紐づけ誤りがないか等の点検を行い、併合処理後は賦課内容を点検するため、誤りやすい項目に絞った複数のリストで点検し、適宜修正することで正当な賦課内容を作成している。

事業所均等割課税については、事業所を有する者としての課税実績があり堺市内に住民登録がある者は、住民登録区での賦課を作成した後、事業所を有する区で賦課を作成する。

当初賦課決定後に、扶養親族に係る調査や法定調書に基づく課税捕捉などを実施し、賦課内容を更正している。

#### イ 賦課計算

個人市民税に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、併合処理の結果に基づき、税総合電算システムにより自動計算されている。

#### ウ 個人市民税額の決定と通知

税総合電算システムが自動で「普通徴収」「給与からの特別徴収」「年金からの特別徴収」「給与からの特別徴収と普通徴収の併用徴収」「給与からの特別徴収と年金からの特別徴収の併用徴収」「普通徴収と年金からの特別徴収の併用徴収」「給与からの特別徴収と年金からの特別徴収と普通徴収の併用徴収」に分けて計算する。

なお、扶養者の状況に関しては、委託業者が各課税資料に記載の扶養親族を確認し、扶養者設定画面から扶養関係情報を税総合電算システムに登録する。賦課内容の扶養状況と世帯上の家族の人数に相違があるものや被扶養者の所得要件を超過しているもの等が扶養調査リストとして出力されるので、それを職員が対象者の各課税資料に記載の扶養親族と照合し、確認、必要に応じて修正を行う。

併合処理後作成された賦課内容を、複数のリストをもとに点検修正した結果に基づき、4月末に給与からの特別徴収にかかる特別徴収税額決定通知書を、5月下旬に、普通徴収(年金からの特別徴収を含む。)にかかる税額決定通知書をそれぞれ外部業者に発注し作成する。特別徴収税額決定通知書は、5月中旬に特別徴収義務者宛てに発送する。普通徴収税額決定通知書は6月上旬に納税義務者宛てに発送する。

## エ 減免申請と決定

減免等については、納税義務者からの減免申請に対して、一定の審査を行い、決定する。

## オ 未申告者の把握等

各種所得のうち、給与所得と公的年金所得以外については、基本的に市民税・府民税申告書、又は国税から入手する確定申告書や法定調書により把握している。確定申告そのものがなされていないおそれはあるものの、その捕捉漏れについては税務署でも調査対象としている点で、全体コストが重複することを避ける意味でも、税務署情報に依拠している点は一定の合理性があると考えられる。

したがって、確定申告をしていない納税義務者について、いかに所得金額を把握するかが肝要であるが、このうち、公的年金所得（雑所得）については、年金事務所からの公的年金等支払報告書が入手される点で、把握が漏れるリスクは小さいと考えられる。

結局、確定申告等のない給与所得者及びその所得の把握がポイントとなる。この点、堺市では、年齢や前年の所得状況に加え、前年度非課税の対象者を除くなどの条件を設定し、未申告者に対して、申告書を発送している。<sup>1</sup>

## カ 特別徴収実施の促進、給与支払報告書の提出促進

地方税法では給与支払事業者は、給与支払報告書の提出と特別徴収義務があるが、実務上、普通徴収も依然として実施されているのが現状である。近年、各自治体において、特別徴収率の向上を図るキャンペーンがなされており、堺市においても従来から特別徴収率の向上や給与支払報告書の提出促進に取り組んでいる。具体的には、納税協会が発行している広報誌に「堺市からのお知らせ」として、特別徴収への協力依頼や給与支払報告書の提出についての記事を掲載したり、年に1回納税協会が実施する年末調整説明会へ参加し、事業所向けに給与支払報告書の提出義務についての周知活動を行っている。また、前年給与支払報告書の提出があり、本年度未提出である事業所に対して、前年の実績等により郵便にて勧奨を行い、それでも回答のない事業所については、電話で給与支払報告書の提出漏れがないかを確認している。

---

<sup>1</sup> 令和6年度においては1,021件の未申告者について申告書を発送した結果、467件の提出があり、147件20,386,600円の追加税額が発生している。

これ以外に、前年度非課税データと照合し、前年度非課税の対象者は抽出条件から除く等の条件で対象を絞っている。

### （3）監査手続と監査結果

個人市民税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

（ア）堺市が保有している業務フロー資料に基づいて、ヒアリング及び資料閲覧を実施した。

（イ）市民税・府民税申告書及び確定申告書が、税総合電算システムへ正確に登録されていることを確認するため、任意の件数について令和6年度の申告書（原本）と税総合電算システムの登録内容を照合した。

（ウ）未申告者の把握の合理性を検討するため、令和6年度の未申告者への申告書の発送条件、発送結果を閲覧した。

（エ）適切に納税通知書が作成され、漏れなく送付されているかを検討するため、発送対象者に関するリストを確認した。

（オ）特別徴収義務者通知書又は普通徴収納税通知書の作成・発送状況を確認するため、担当者にヒアリングし、併せて関連書類を閲覧した。

（カ）事業所均等割課税について、漏れなく賦課処理がなされているかを確認するため、担当者にヒアリングし、併せて作業マニュアルを閲覧した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

##### （ア）【意見5】「市民税・府民税申告書」の入力チェック

堺市では、納税義務者から提出された「市民税・府民税申告書」（以下、個人市民税において「申告書」という。）について、市民税課の会計年度任用職員が申告書の情報を申告支援システムに入力している。その後、市民税課の職員が入力点検シートを用いて、申告書の情報と申告支援システムへの入力情報との一致を確認し、入力点検シートに署名するルールとなっている。

今回、保管されていた入力点検シートを閲覧したところ、申告書と入力情報との一致を確認した職員の署名がない入力点検シートが複数発見された。

申告書の申告支援システムへの登録は重要であり、責任の所在を明確にする観点から、点検した職員の署名を記載されることを徹底されたい。

なお、現行のルールでは入力点検シートに署名することになっているが、署名だけでなく押印も認める等、事務の簡素化につながる方法も併せて検討されたい。

#### (イ) 【意見6】事業所均等割課税対象者の特定条件

堺市では、事業所均等割課税対象者の特定について、事業所均等割課税作業マニュアルを作成している。開廃業届や青色申告決算書を提出している個人で住民登録地と事業所所在地が異なるなどの一定の条件で事業所均等割課税対象者を特定し、納税通知書を送付している。(事業所均等割課税の概要については、3(1)ア(イ)課税対象と納税義務者を参照)

事業所均等割課税作業マニュアルを閲覧し、課税対象者の特定条件についてヒアリングを行ったところ、以下の全てに該当した場合には抽出されない条件となっていた。

- a 堺市又は堺市にある税務署に開業届や課税資料が提出されていない
- b 事業所の所在地が堺市であるが、堺市に住民登録がない
- c 新規事業所又は過去に堺市で課税実績がなく青色申告決算書を堺市外の税務署で提出している事業所（他市回送分を除く。）

現状の条件としている理由は、課税対象者を特定し、効率的に課税捕捉を行うためであるが、上記条件に該当する事業所については、課税対象から漏れてしまうため、課税の公平性の観点から他の資料からも課税対象者の特定をすることを検討されたい。

例えば、保健所と連携し、「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」、「理・美容所開設届出書」、「クリーニング所開設届出書」、「公衆浴場経営許可申請書」、「旅館業営業許可申請書」、「住宅宿泊事業届出書」を管理する台帳の提供を受ける等他課との連携により、課税対象者を特定し、課税につなげられる可能性がある。

上記について、毎年全てを実施することを求めるものではないが、隔年において上記の内容をローテーションで実施すること等について検討されたい。

## 4 固定資産税（土地）

### （1）固定資産税（土地）の概要

#### ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度

##### （ア）意義

固定資産税（土地・家屋）は、土地・家屋の所有者に対して、その資産価値に応じて算定された税額を所在する市に納める市税である。

また、固定資産税（土地・家屋）は、市町村が自らその評価を行い税額を決定する、いわゆる賦課課税方式を採用している。

##### （イ）対象資産

固定資産税（土地・家屋）の対象となる固定資産は以下の表のとおりである。

（表 2-4-1：固定資産税（土地・家屋）の対象となる固定資産）

対象	具体例
土地	田、畠、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋	住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物

##### （ウ）納税義務者

毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の土地・家屋の所有者が納税義務者となる。土地・家屋の所有者は、次の場合を除き、登記簿に登記されている又は土地・家屋補充課税台帳に登録されている個人又は法人となる。

a 所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等

賦課期日現在で、その土地・家屋を現に所有している者が納税義務者となる。現に所有している者は、市長に「固定資産現所有者申告書」を提出する。

b 納税管理人を別途定めた場合

市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下、固定資産税（土地）において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあっては独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から 30 日以内に堺市長に「納税管理人申告（申請）書」を提出しなければならない。また、市外に住所等を有する者を納税管理人として定める場合は、「納税管理人申告（申請）書」を提出して承認を受けなければならない。

## (エ) 非課税制度

登記（登録）上の所有者が存在するが、固定資産の所有者の性格や固定資産の性格・用途の特性を鑑みて、特定の固定資産については非課税とする旨が、地方税法に定められている。

### a 所有者の性格による非課税（人的非課税）

地方税法第348条第1項において、「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課すことができない。」とされている。これは、固定資産を所有する者の性格上の公益性を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。

### b 固定資産の性格・用途の特性による非課税（用途非課税）

地方税法第348条第2項、第4項から第9項まで及び地方税法附則第14条において、以下に掲げる固定資産等に対しては、固定資産税を課すことができないとされている。これは、公共性又は公益性の強い法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対して、その性格・用途を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。

(a) 国、都道府県、市町村等が使用貸借等し、公用又は公共の用に供する固定資産

(b) 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地

(c) 墓地

(d) 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地

(e) 公共の用に供する用悪水路、ため池等

(f) 国宝、重要文化財、特別名勝等に認定された家屋又はその敷地

(g) 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産

他

## イ 税額算定のあらまし、免税点、減免制度

### (ア) 税額算定のあらまし

固定資産税額の決定に当たっては、次の計算式により求められる。なお、土地・家屋に関しては、税額決定に当たって様々な減税・減額措置が設けられている（詳細は「ウ. 固定資産税（土地）の税額の算出、減税措置」、「第2-5（1）ア. 家屋の税額の算出、減税措置」を参照）。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額}$$

#### (イ) 免税点

地方税法第351条において、課税標準額が一定の額に満たないものについては固定資産税を課税することができないとされている。これは、徴税の合理化を図るとともに、併せて零細な負担に配慮することによって、納税者の負担緩和を図る目的で設けられている。

具体的には、市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

- ・土地 … 30万円
- ・家屋 … 20万円

#### (ウ) 減免制度

堺市市税条例第42条において、次に掲げる固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができるとしている。

- a 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人が所有する固定資産
- b 生活扶助以外の公の扶助を受けている人及び社会福祉事業者から扶助を受けている人が所有し、自ら使用する家屋とその敷地（当該家屋の延べ面積及びその敷地面積のうち、家屋については50m<sup>2</sup>までの部分、敷地については100m<sup>2</sup>までの部分に限る。）
- c 不慮の災害により被害を受けた固定資産 等

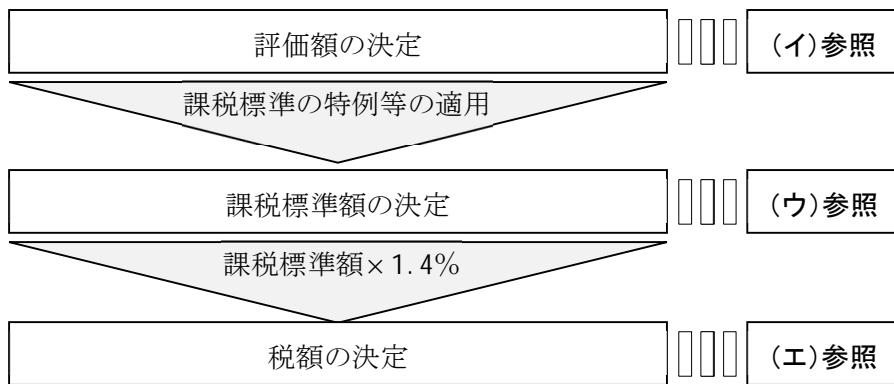
なお、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限まで（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日まで）に、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

### ウ 固定資産税（土地）の税額の算出、減税措置

#### (ア) 全体的な計算の流れ

土地の税額計算の全体的な流れを示すと下記のとおりである。

(図 2-4-1：土地の税額計算の全体的な流れ)



#### (イ) 評価額（課税標準額）の決定

土地の評価額は、固定資産評価基準及び堺市土地評価取扱要領に基づき、地目別に定められた評価方法により評価している。

##### a 地目別の評価方法

土地については地目ごとにそれぞれ次のような方法により評価される。

###### (a) 田及び畠の評価の概要

田及び畠の評価は、類似する地区ごとに、標準田又は標準畠の売買実例価額を基準として、評価の対象となる田及び畠の日照、面積、形状等の特徴を加味して算出した 1 m<sup>2</sup>当たりの価格（1 m<sup>2</sup>当たり評点数）に、総地積を乗じて算出する。

ただし、宅地等への転用に係る許可を受けた田及び畠並びに宅地等に転用することが確実と認められるものについては、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地等としての利用上の便等からみて、転用後における当該田及び畠とその状況が類似する土地の価額を基準として求めた価額から当該田及び畠を宅地等に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によってその価額を求める。

また、地方税法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定する市街化区域農地については、宅地に比準した価額である基本価額から造成費に相当する額を控除した価額によってその価額を求める。

### ( b ) 宅地の評価の概要

宅地の評価は、宅地の状況に応じ、市街地的形態を形成する地域における宅地については、「市街地宅地評価法」によって、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地については、「その他の宅地評価法」によって評価される。

#### ① 市街地宅地評価法による宅地の評価

宅地を商業地区、住宅地区、工業地区等に区分し、各地区・地域について標準宅地を選定し、その標準宅地について、地価公示価格、鑑定評価価格から求められた価格等を活用し、これの7割程度を求めて、沿接する主要な街路やこれに比準して主要な街路以外の街路の路線価を付設する。

当該路線価を基礎として、「画地計算法」を適用して、各筆の宅地の評価額を求める。

#### ② その他の宅地評価法による宅地の評価

宅地を状況類似地区に区分し、当該地区ごとに標準宅地を選定し、その標準宅地について、地価公示価格等を活用し、これの7割程度を求め、当該標準宅地に比準して、状況類似地区内の各筆の宅地の評価額を求める。

### ( c ) 池沼の評価の概要

池沼の評価は、池沼の売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める。ただし、売買実例価額がない場合においては、隣接する田・畠の価額を基礎とし、当該原野及び雑種地の利用状況などを考慮し、付近の土地の価額に比準してその価額を求める。

### ( d ) 山林の評価の概要

山林の評価は、状況類似地区に区分し、当該地区ごとに標準山林を選定し、その標準山林の売買実例価額から評定する適正な時価に比準して、状況類似地区内の各筆の山林の評価額を求める。

### ( e ) 雜種地の評価の概要

雑種地の評価は、主に、雑種地の売買実例価額から評定する適正な時価によって、その価額を求める方法による。ただし、市内に売買実例価額がない場合においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、付近の土地の価額に比準してその価額を求める。

## (ウ) 課税標準額の決定

土地の課税標準額は、基本的には（イ）で算定された評価額となるが、住宅用地については、その土地の性格を鑑みて、課税標準の特例措置が設けられている。また、住宅用地及び商業地等については、前年度の課税標準額も鑑みた、課税標準額の調整措置が講じられている。

### a 住宅用地に関する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられている。

#### （a）住宅用地の範囲及び面積の算定

住宅用地には、次の二つがある。

① 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地（※1）

その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）の全部（※2）

② 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地（※1）

その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率（※2）を乗じて得た面積に相当する土地

※1 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいう。したがって、賦課期日（1月1日）現在において新たに住宅の建設が予定されている土地、あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされない。ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の条件を満たすと認める土地については、所有者の申請に基づき、住宅用地として取り扱うこととなる。

※2 特例措置の対象となる住宅用地の面積は、次表の住宅用地の率を乗じて求める。

(表 2-4-2：住宅用地特例措置の対象となる面積とその適用割合)

家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅	全部	1.0
併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上	1.0
地上5階建以上の耐火建築物である併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上 0.75 未満	0.75
	0.75 以上	1.0

### (b) 特例措置による課税標準額の算定

(a) で求めた特例措置の対象となる住宅用地面積のうち、その面積の広さによって、小規模住宅用地とその他の住宅用地に分けて特例措置が適用される。

#### ① 小規模住宅用地

200 m<sup>2</sup>以下の住宅用地（200 m<sup>2</sup>を超える場合は、住宅 1 戸当たり 200 m<sup>2</sup>までの部分。）を小規模住宅用地という。

小規模住宅用地については、(イ) で算定された評価額の 6 分の 1 の額を最高限度額として、課税標準額が算定される。

#### ② その他の住宅用地

小規模住宅用地を超える部分の住宅用地をその他の住宅用地という。たとえば、300 m<sup>2</sup>の住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200 m<sup>2</sup>分が小規模住宅用地で、残りの 100 m<sup>2</sup>分がその他の住宅用地となる。

その他の住宅用地については、(イ) で算定された評価額の 3 分の 1 の額を最高限度額として、課税標準額が算定される。

## b 税負担の調整措置

土地については、納税者の税負担の水準の均衡化をより重視するため、負担水準<sup>2</sup>の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準が低い土地については、課税の公平の観点から、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講じられている。

<sup>2</sup> 負担水準とは、前年度課税標準額を当年度の評価額又は課税標準額（住宅用地に関する課税標準の特例を適用する場合）で除した割合をいう。

#### (a) 住宅用地の調整措置

住宅用地については、負担水準が 100%以上の場合は、評価額に、(ウ) a の住宅用地の特例率を乗じた額が課税標準額となる。負担水準が 100%未満の場合は、前年度課税標準額に、当該年度の課税標準額の 5% を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が、課税標準額の 100% を上回る場合には 100%相当額とし、20%を下回る場合には 20%相当額となる。

#### (b) 商業地等の非住宅用地の調整措置

商業地等の非住宅用地については、負担水準が 70%を超える場合は、評価額の 70%が課税標準額となる。負担水準が 60%以上 70%以下の場合は、前年度課税標準額を据え置く。負担水準が 60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額となる。

### (エ) 税額の決定

税額は次の計算式により決定される。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

## エ 納付方法、縦覧制度

### (ア) 納付方法

#### a 納税通知書の発送

毎年 5 月上旬頃に、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や内容に不服がある場合の救済の方法等が記載された納税通知書が納税義務者に発送される。

#### b 納付方法

納税義務者は納税通知書に基づき固定資産税を納付する。

固定資産税の納付方法には、年税額を一括納付する方法と、年税額を 4 回にわたり分割して納付する方法がある。なお、堺市市税条例第 39 条により、原則として年 4 回（5 月、7 月、12 月、翌年 2 月）とされている。また、納期限は以下のとおりである。

(表 2-4-3 : 固定資産税期別納期限)

期別	納期限
第1期	5月31日
第2期	7月31日
第3期	12月25日
第4期	翌年2月末日

(イ) 縦覧制度

a 縦覧の趣旨

他の土地や家屋の評価額との比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であるか確認できるように、納税者は、同一区内の他の土地・家屋についても、縦覧帳簿を閲覧することができる。

b 縦覧できる者

縦覧できる者は、区内に課税される土地・家屋を所有している納税者に限る。そのため、区内に土地・家屋を所有している者でも、その土地・家屋が非課税物件の場合や、課税標準額の合計が免税点未満（土地 30 万円、家屋 20 万円）の土地・家屋のみを所有している場合は縦覧できない。また、土地のみを所有している者は、家屋の縦覧はできない。同様に、家屋のみを所有している者は、土地の縦覧はできない。

なお、縦覧できるのは、納税者及び同一世帯の親族のほか、納税者の委任を受けた者（委任状が必要）に限る。

c 縦覧期間

通常の場合、毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日（第1期納期限）までの土曜・日曜・祝日を除いた勤務時間内である。

なお、納期限が休日のときは、その翌日までとしている。

d 縦覧場所

固定資産税課（三国ヶ丘庁舎 3 階）

税務サービス課（堺区市税の窓口）（堺市役所本館 8 階）

e 記載されている内容

土地価格等縦覧帳簿…所在地、地目、地積、価格（評価額）

家屋価格等縦覧帳簿…所在地、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格（評価額）

f 縦覧手数料

無料

オ 調定額等の推移

（ア）固定資産税（土地・家屋）の調定額等の推移

土地の調定額は、堺市内に所在する土地の地価が上昇傾向であることから、年々增加傾向となっている。

家屋の調定額は、3年ごとに行われる評価替え（令和3年度及び令和6年度）の際、通常は既存家屋の経年減価により減少するが、令和6年度では新築家屋の建築費の上昇に伴い、既存家屋の減価が圧縮されたことから、増加傾向になっている。

（表2-4-4：固定資産税（土地・家屋）調定額等の推移）

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	47,545	47,293	48,056	48,939	49,807
（内、土地分）	22,913	23,295	23,204	23,540	24,167
（内、家屋分）	24,631	23,998	24,851	25,398	25,639
収入済額	46,167	46,775	47,550	48,488	49,445
不納欠損額	30	53	41	26	29
収入未済額	1,347	464	465	423	332
徴収率	97.10%	98.91%	98.95%	99.08%	99.27%

カ 組織体制

令和6年4月1日時点において、固定資産税（土地）の業務は職員31.9人（うち再任用職員2人、会計年度任用職員2.4人）で事務を行っている。

## （2）事務手続の概要

固定資産税（土地）に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

### ア 土地の基本情報の異動等の把握

固定資産税（土地）の賦課にあたって必要な情報（所有者、地目、分筆、合筆等）の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

#### （ア）登記済通知書による異動情報の把握

法務局から受領した登記済通知書に基づいて、所有者、地目等の変更、分筆、合筆等の把握を行う。登記済通知書により異動を把握した場合は現地調査を行う。

なお、登記済通知書の異動内容が、家屋の課税にも影響する場合（住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合）には、必ず家屋の担当者と連携を行い、調査を行うこととなっている。

#### （イ）農業委員会会議資料による異動情報（農地転用）の把握

農地を所有者自らが、農地以外のものにするためには、農業委員会の許可を受けなければならない。堺市に設置されている農業委員会では、農地の所有者からの許可申請について審議を行っている。

土地係では、農業委員会会議資料に基づき、農地転用等の異動を把握しており、現地調査の対象としている。

#### （ウ）家屋係からの新築・滅失情報の入手による異動情報の把握

家屋係から入手する土地連絡票をもとに、各土地の網羅的な地目異動情報等の把握や現地調査計画の策定に役立てている。

#### （エ）航空写真による異動情報の把握

毎年、年末頃に航空写真を撮り、前年の航空写真との比較照合により、新築・滅失による地目変更や雑種地から駐車場用地への地目変更等の漏れの有無を確認し、現状の課税状況が適正であるとの確認や、課税状況の修正等を実施している。比較照合の結果、前年から地目変更が疑われる場合や航空写真からは判別できない場合には現地調査の対象としている。

#### イ 土地の評価の実施

土地の基本情報の異動等を把握した後、その対象について現地調査を行い、その結果を税総合電算システムへ登録し、評価計算が行われる。

##### (ア) 現地調査の実施

ア (ア) から (エ) の手続によって異動を把握した土地について、現地調査計画に基づいて、登記済通知書や土地調査票等を持参の上、現地調査を行う。

なお、土地の現地調査における調査項目は地目及び住宅認定の妥当性（住宅用地であるか非住宅用地であるか等）や画地認定の妥当性等である。

##### (イ) 税総合電算システムへの登録及び評価

現地調査の担当者は登記申請書、調査図等を持参のうえ現地調査を実施する。現地調査の調査結果を税総合電算システムに入力すると土地調査票が出力され、土地調査票の内容確認を行う。土地の評価は、税総合電算システムにて自動計算される。

#### ウ 税額計算の実施

税総合電算システムによって土地の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

### (3) 監査手続と監査結果

固定資産税（土地）の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

(ア) 登記済通知書の異動情報が適切に税総合電算システムに登録されていることを確認するため、任意の件数について登記済通知書と税総合電算システムの登録内容を照合した。

(イ) 農業委員会にて農地転用の許可を受けた農地の転用情報が、適切に税総合電算システムに反映されていることを確認するため、任意の件数について、転用許可を受けた農地と税総合電算システムの登録内容を照合した。

(ウ) 家屋係からの土地連絡票による、土地地目等の異動情報が適切に税総合電算システムに反映されていることを確認するため、任意の件数について、土地連絡票と税総合電算システムの登録内容を照合した。

(エ) 土地の地目が適切であることを確認するため、課税明細データ（令和7年1月1日時点）から任意の件数の固定資産について、土地の地目の適切性を確認した。

(オ) 納税通知書の発送が網羅的に実施されていることを確認するため、令和6年度の委託業者が作成した納税通知書の件数と、堺市が提出した発送先依頼一覧件数を照合した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 土地及び家屋における課税明細データの突合

土地の地目・用途（地目・用途には宅地、田、畑、山林等の別に加え、宅地のうち住宅用地、非住宅用地の別も含む。以下、同様である。）及び家屋の用途・種類が適切であることを確認するため、土地及び家屋における課税明細データから任意の件数の固定資産について確認をした。

当該監査手続を実施するに当たっては、土地の地目及び家屋の用途・種類がそれぞれ以下のイレギュラーな組合せ条件で抽出されたものを調査対象に選定した。なお、選定に当たっては、令和7年1月1日時点の課税明細データを利用した。

(組合せ条件)

a 組合せ条件①

土地の地目が宅地（非住宅用地）であって、その同一所在地に専用住宅家屋が存在することとなっているもの

b 組合せ条件②

土地の地目が宅地（住宅用地）であって、その同一所在地に非住宅家屋（工場、事務所、店舗等）が存在することとなっているもの

c 組合せ条件③

土地の地目が田、畑、山林であって、その同一所在地に家屋が存在することとなっているもの

(表 2-4-5：土地地目及び家屋用途の組合せ)

組合せ条件		①	②	③
条件	家屋	専用住宅	非住宅家屋	家屋
	土地	宅地（非住宅用）	宅地（住宅用地）	田・畑・山林
調査件数		128 件	96 件	54 件

#### a 組合せ条件①の監査手続結果

組合せ条件①の対象について調査を実施した結果、128 件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、48 件は土地を住宅用地と非住宅用地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、80 件については発見事項があった。80 件の内容は下表のとおりである。

(表 2-4-6：組合せ条件①の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	家屋の種類の変更登録が漏れていたもの	43 件	なし
2	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	28 件	なし
3	宅地の区分が非住宅用地ではなく併用住宅用地であったもの	4 件	あり
4	家屋の滅失登録が漏れていたもの	2 件	なし
5	土地の課税ができていないもの	2 件	あり
6	宅地の区分が専用住宅用地ではなく非住宅用地であったもの	1 件	あり
	合計	80 件	

※ 調査結果 No6 に係る監査結果については、組合せ条件②の監査結果にてまとめて記載している。

#### (a) 【指摘 1】非住宅用地の認定誤り（表 2-4-6 の No3 と対応）

土地の課税明細データにおいて、非住宅用地として登録されていた 4 件の土地について、実態は併用住宅用地であった。併用住宅用地の場合、下表のとおり居住部分の割合によって、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に、適用率を乗じた面積が住宅用地として認定され、土地の固定資産税において税負担の軽減を受けることができる。しかしな

がら、当該 4 件については、非住宅用地として認定されていたため、税負担の軽減を受けていなかった。

(表 2-4-7 : 併用住宅における適用率)

住宅の形態	居住部分の割合	適用率
一般の併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上	1.0
地上 5 階以上の耐火建築物 である併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上 0.75 未満	0.75
	0.75 以上	1.0

実態との齟齬が発生した要因として、当該土地上の家屋が建築された当時は、堺市において土地係及び家屋係間の情報共有のマニュアル化がなされていなかったため、家屋係から土地係へ情報の共有ができていなかったことがある。

課税への影響は、令和 3 年度から令和 7 年度までの累計で、2,312,700 円の減額であった。併用住宅用地は外観や航空写真では内部の利用状況の確認が難しく、所有者からの届出等がないと把握が困難であることは理解できるが、課税の公平性の観点から正確な住宅用地の認定を実施されたい。

#### (b) 【指摘 2】使用者課税の未実施（表 2-4-6 の No5 と対応）

堺市では、地方税法第 343 条第 5 項に基づき、使用者課税を実施している。使用者課税とは、令和 2 年度税制改正において新たに導入された制度で、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができる。本制度は、堺市では令和 4 年度分以降の固定資産税について適用となっている。

今回の調査において、相続人不存在又は土地所有者不明により課税ができないない土地が 2 件あった。

課税への影響は、令和 4 年度から令和 7 年度までの累計で、399,400 円の増額であった。

使用者課税は所有者を見つけるための調査を尽くした上で使用実態等の把握を行い、所有者と同等程度に使用収益している者がある場合にのみ課税できるということは理解できるが、そのためには使用実態等の事実確認を、適正かつ迅速に進める必要がある。また、今回の調査で発見した土地については、監査での指摘後、速やかに現場確認と関係者への聞き取り調査を実施し適正課税を実施されているが、同様のこ

とがないよう適正な事務執行を実施されたい。

(c) 【意見 7】家屋の種類の変更登録漏れ

(表 2-4-6 の No1 及び表 2-4-8 の No1 と対応)

家屋の課税明細データにおいて、家屋の種類が店舗であるにもかかわらず居宅として登録されている等、家屋の種類が実態と異なる内容が 87 件発見された。当該事象が生じた主な原因は、家屋の種類の変更があつた際に、その内容が課税明細データの元となる家屋（補充）課税台帳に適切に反映されていなかつたことによる。

なお、家屋の種類の変更は、堺市の調査員による調査や家屋所有者からの申し出により行われている。

今回発見された 87 件においては課税に影響があるものはなかつたが、家屋の種類の変更によって土地の住宅用地認定に変更が生じた場合、土地の固定資産税に影響を及ぼすこととなる。

また、上述した通り、今回発見された家屋の種類の変更登録漏れは課税額に影響はないものの、家屋の種類は納税者に通知する「固定資産の課税明細書」に記載される情報であるため、家屋の種類の変更について適時適切な把握及び家屋（補充）課税台帳への登録を実施されたい。

(d) 【意見 8】家屋の所在地番の登録誤り

(表 2-4-6 の No2 及び表 2-4-8 の No4、表 2-4-10 の No2 と対応)

家屋の課税明細データにおいて、家屋の所在地番が実態と異なっているものが 38 件発見された。当該事象が生じた原因をヒアリングしたところ、以下の 3 点が考えられるとのことであった。

- ① 所有者から申し出のあった地番が誤っていた
- ② 家屋（補充）課税台帳登録時の入力誤り
- ③ 登記にて分筆を行ったことによって新しい地番ができ、該当する家屋が新しい地番になった場合であつても、家屋の所在地番の異動登記がないため、家屋の地番は分筆前の地番となってしまうこと

家屋の所在地番は、課税額に影響はないものの課税の元となる基礎情報であり、納税者に通知する「固定資産の課税明細書」に記載される情報であるため、適時適切な登録を実施されたい。

なお、実態の把握にあたっては、毎年実施している航空写真の情報と地番情報の照合等を実施することが考えられる。

(e) 【意見 9】家屋の滅失登録漏れ

(表 2-4-6 の No4 及び表 2-4-10 の No3 と対応)

家屋の課税明細データにおいて、家屋の滅失登録漏れが 3 件発見された。家屋の滅失は、登記が残っているままのケースや未登記であるケースの場合、堺市に情報が入らず、滅失の情報を取得することは困難であることは理解できるが、毎年実施している航空写真の情報等を活用し、適時適切な登録を実施されたい。

b 組合せ条件②の監査手続結果

組合せ条件②の対象について調査を実施した結果、96 件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、16 件は土地を住宅用地と非住宅用地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、80 件については発見事項があった。80 件の内容は下表のとおりである。

(表 2-4-8 : 組合せ条件②の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	家屋の種類の変更登録が漏れていたもの	44 件	なし
2	宅地の区分が専用住宅用地ではなく併用住宅用地であったもの	20 件	あり 2 件 なし 18 件
3	宅地の区分が専用住宅用地ではなく非住宅用地であったもの	6 件	あり
4	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	5 件	なし
5	家屋の用途登録が誤っていたもの	5 件	なし
合計		80 件	

※ 調査結果 No1, 4 に係る監査結果については、組合せ条件①の監査結果にてまとめて記載している。

(a) 【指摘 3】住宅用地の認定誤り

(表 2-4-6 の No6 及び表 2-4-8 の No2、No3 と対応)

土地の課税明細データにおいて、専用住宅用地として認定されていた 27 件の土地について、実態は併用住宅用地であったものが 20 件、非住宅用地であったものが 7 件発見された。併用住宅用地の場合、下表のとおり居住部分の割合によって、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に適用率を乗じた面積が住宅用地として認定され、土地の固定資産税において税負担の軽減を受けることができる。しかしながら、当該 20 件の土地については、併用住宅用地にもかかわらず、全て専用住宅

用地として認定されていた。そのうち、課税額に影響のあったものは2件である。

(表 2-4-9 : 併用住宅における適用率)

住宅の形態	居住部分の割合	適用率
一般の併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上	1.0
地上 5 階以上の耐火建築物 である併用住宅	0.25 以上 0.5 未満	0.5
	0.5 以上 0.75 未満	0.75
	0.75 以上	1.0

課税への影響は、令和 3 年度から令和 7 年度の累計で、併用住宅用地が 668,400 円の増額（外観調査仮計算を含む。）、非住宅用地が 2,147,600 円の増額であった。

a (a)の監査結果においても記載したとおり、実態との齟齬が発生した要因として、当該土地上の家屋が建築された当時は、堺市において土地係及び家屋係間の情報共有のマニュアル化がなされていなかったため、家屋係から土地係へ情報の共有ができていなかったことがある。

課税の公平性の観点から正確な住宅用地の認定を実施されたい。

(b) 【意見 10】家屋の用途登録の誤り（表 2-4-8 の No5 と対応）

家屋の課税明細データにおいて、家屋の用途が居宅であるにもかかわらず酪農舎として登録されている等、家屋の用途が実態と異なる内容が 5 件あった。いずれも家屋として登録されてから長期間経っているため誤登録の原因は不明であった。

また、現時点では 5 件ともに固定資産税評価額計算の基礎となる経年減点補正率（建築後の年数経過による減価の割合を表したもの）が下限となっていたため課税額への影響はなかった。

しかしながら、家屋の用途は年度ごとの評価額を算出するうえで重要な情報であるため、適切な用途登録を徹底されたい。

c 組合せ条件③の監査手続結果

組合せ条件③の対象について調査を実施した結果、54 件のイレギュラーな組合せが抽出された。

うち、43 件は土地を「田」「畑」「山林」と宅地に分けて利用しており、利用状況に合わせて分離して課税しているため、イレギュラーな組合せとして抽出されたものであり発見事項はなかったが、11 件については発見事項があった。11 件の内容は下表のとおりである。

(表 2-4-10 : 組合せ条件③の調査結果)

No	調査結果	件数	課税額への影響
1	土地の地目誤り	5 件	あり
2	家屋の所在地番の登録が誤っていたもの	5 件	なし
3	家屋の滅失登録が漏れていたもの	1 件	なし
合計		11 件	

※ 調査結果である表 2-4-10 の No2.3 に係る監査結果については、組合せ条件①の監査結果にてまとめて記載している。

(a) 【指摘 4】土地の地目誤り（表 2-4-10 の No1 と対応）

土地の地目が「田」「畑」「山林」で課税されているにもかかわらず、実態は宅地であったものが 5 件発見された。課税への影響は、令和 3 年度から令和 7 年度の累計で、535,800 円の増額であった。

このようなことが起こった要因として、本来、農地を転用する場合は農業委員会への届出、許可申請が必要であるところ、無断転用による宅地利用がなされたことが考えられる。

一方で、堺市では航空写真での現地把握も行っているが、今回の誤りについては、航空写真を用いた調査を開始する以前から宅地への転用があったため、発見できなかった。

課税の公平性の観点から正しい税額での固定資産税の賦課決定を実施されたい。

d 土地及び家屋における課税明細データの突合における全体的な意見

土地及び家屋における課税明細データの突合手続を実施した結果、上記に記載のとおり多くの発見事項及び監査結果が検出された。これらを踏まえ、以下全体的な監査結果を記載する。

(a) 【意見 11】変更等が生じた場合の届出に対する市民へのアナウンスの強化

今回の調査結果において検出された登録誤りや登録漏れ等が発見できなかつた要因の一つに、土地や家屋の所有者から堺市に対して変更等の届出がなかつたことがある。

この点、堺市市税条例第 45 条の 2 や同条例第 48 条において、土地や家屋の所有者は土地の用途変更や家屋の滅失等の事由が生じた場合に堺市に対して届出を行わなければならないことになっている。

現状、堺市における周知活動として、堺市のホームページ掲載や納税通知書にリーフレットを同封していることに加え、家屋の届出については年に 1 度、広報紙（5 月号又は 6 月号）に掲載をしている。

土地の用途変更や家屋の滅失等の事由は、土地や家屋の所有者が堺市に届出を行わなければ、堺市側で適時に情報を把握することは困難であるだけでなく、調査コストもかかる。したがって、変更があつた場合には速やかに堺市に届出を行うよう、現状の活動に加え、堺市の SNS ツールを使用した情報発信を実施する等、市民へのアナウンスの強化を実施されたい。

(b) 【意見 12】土地及び家屋における課税明細データの突合手続の実施

今回、土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件を 3 つ設定し、それぞれの組合せ条件に該当したイレギュラーデータの調査を実施した。その結果、課税誤りだけでなく、多くの登録漏れや登録誤りが発見されたことから、調査手続として効果的なものであったと考える。

堺市では、毎年航空写真による調査手続を実施しているものの、今回の調査結果によって、住宅用地の認定等、航空写真による手続では発見することが難しいものがあることが判明した。

したがって、今後、航空写真による手続等、現状実施している内容に加え、土地及び家屋における課税明細データの突合手続として、様々な土地の地目及び家屋の用途・種類がイレギュラーな組合せ条件での調査を実施することを検討されたい。

(c) 【要望 3】土地の用途把握に対する効率的な実地調査

土地の用途については、d (a) で記述したとおり用途変更があつた場合、土地の所有者から堺市に対して変更等の届出を行う必要がある。しかしながら、堺市では、届出がなかつた場合においても以下のようない手続を実施し、土地の用途を把握している。

- ・航空写真による前年度との変更点確認
- ・土地の課税データと家屋の課税データの連携
- ・建築計画概要書による新築建物の把握
- ・基準年度ごとの職員によるテーマを決めた実地調査
- ・所有権移転があった場合の職員による実地調査

一方で、今回の調査結果では土地の用途誤りが多数発見された。これは、上記手続では土地の用途の把握が十分にできていないことが示唆される。特に、外観が変わらない土地の用途変更の場合、航空写真や実地調査といった外観調査では把握できない。

したがって、よりポイントを絞った調査を実施するために、法人市民税において提出された「設立・設置申告書」又は「異動申告書」や保健所が管理している「食品衛生法による営業許可申請書・食品衛生に関する条例による営業許可申請書」、「理・美容所開設届出書」、「クリーニング所開設届出書」、「公衆浴場経営許可申請書」、「旅館業営業許可申請書」、「住宅宿泊事業届出書」等の情報と土地の課税台帳を照合すること等を検討されたい。

#### (イ) 【意見 13】納税通知書の返戻件数減少のための取組の検討について

堺市では、毎年 5 月上旬頃に納税義務者に納税通知書を送付しているが、納税義務者が転出等により所在不明の場合は納税通知書が固定資産税課に返戻される。令和 4 年度から令和 6 年度までの各年度の納税通知書の発送件数と返戻件数は以下のとおりであり、発送件数に対して返戻率は高くはないものの各年度において一定の返戻が生じている。

(表 2-4-11 : 納税通知書の発送件数、返戻件数及び公示送達件数)

	発送件数	返戻件数	公示送達件数
令和 4 年度	274,721 件	1,023 件	180 件
令和 5 年度	275,245 件	941 件	193 件
令和 6 年度	275,129 件	1,007 件	198 件

返戻が生じる原因是様々考えられるが、堺市外への転出、死亡、老人ホーム等の施設への入所等により納税義務者の所在不明が主なものと考えられる。返戻が生じた場合、原因調査、納税通知書の再発送等の手続が必要となり職員の事務的負担や経費が発生することとなる。

納税義務者が転出届を提出することなく堺市外へ転出した場合や老人ホーム等

の施設へ入所した場合は、固定資産税課で納税義務者を捕捉することは困難となり、返戻原因調査が難航を極めることとなる。そこで、現在行われていない返戻件数減少のための取組を検討されたい。

例えば、納税義務者の居所に異動が生じた場合は必ず固定資産税課に届出を行うようホームページ・広報紙への掲載により所有者に対する届出の周知徹底策をとることが考えられる。

## 5 固定資産税（家屋）

### （1）固定資産税（家屋）の概要

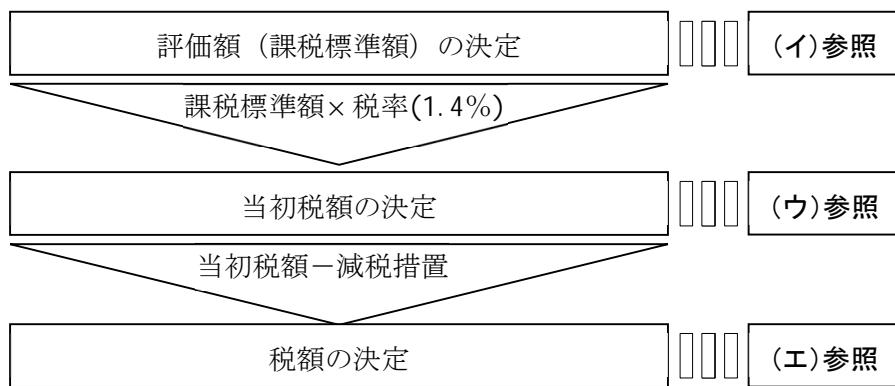
下記以外の概要部分については、第2-4（1）固定資産税（土地）に記載している。

#### ア 家屋の税額の算出、減税措置

##### （ア）全体的な計算の流れ

家屋の税額計算の全体的な流れを示すと下記のとおりである。

（図2-5-1：家屋の税額計算の全体的な流れ）



#### （イ）評価額（課税標準額）の決定

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に算定される。固定資産評価基準には、「新築家屋」と「新築家屋以外の家屋（在来分家屋）」の評価方法をそれぞれ規定している。

##### a 新築家屋の評価

新築家屋の評価額は次の計算式により決定される。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

- ① 再建築価格：評価の時点で同じものを建てた場合にかかる費用
- ② 経年減点補正率：建築後の年数経過による減価の割合を表したもの。ただし、新築家屋と在来分家屋（新築以外の家屋）の評価額では、評価の方法が若干異なる。

#### （ウ）当初税額の決定

当初税額は次の計算式により決定される。

$$\text{当初税額} = \text{評価額（課税標準額）} \times \text{税率（1.4%）}$$

## (エ) 税額の決定

税額は、当初税額から、各種の減税措置による減額分を控除して決定される。家屋に関しては、多種の減税措置が定められている。

$$\text{税額} = \text{当初税額} - \text{減税措置による減額分}$$

### a 新築住宅に対する減額措置

新築された住宅が以下の（a）減額の要件を満たすときは、固定資産税額が2分の1に減額される。なお、都市計画税にはこの措置はない。

令和6年度の新築住宅にかかる減額措置の適用関係は以下のとおりである。

#### （a）減額の要件

次の要件を満たす住宅が適用対象となる。

- ・ 令和8年3月31日までに新築された住宅であること
- ・ 専用住宅や併用住宅であること

※ 併用住宅については、居住部分の割合が、2分の1以上のものに限られる。

- ・ 床面積が50m<sup>2</sup>（一戸建以外の貸家住宅にあっては40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下

#### （b）減額される範囲

- ・ 専用住宅…一戸当たり120m<sup>2</sup>相当分まで
- ・ 併用住宅…居住部分のうち一戸当たり120m<sup>2</sup>相当分まで

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象とならない。

#### （c）減額される期間

- ・ 一般の住宅（木造住宅など）…新たに課税される年度から3年度分
- ・ 3階建以上の高層耐火住宅（マンションなど）…新たに課税される年度から5年度分

### b 新築住宅のうち、長期優良住宅に対する減額措置

新築された長期優良住宅が以下の（a）減額の要件を満たすときは、新築住宅に対する減額措置に代わり、固定資産税額が2分の1に減額される。なお、都市計画税にはこの措置はない。

( a ) 減額の要件

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成 21 年 6 月 4 日）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であること。

( b ) 減額される範囲

新築住宅に対する減額措置と同様

( c ) 減額される期間

- ・ 一般の住宅（木造住宅など）…新たに課税される年度から 5 年度分
- ・ 3 階建以上の高層耐火住宅（マンションなど）…新たに課税される年度から 7 年度分

c 耐震改修を行った住宅に対する減額措置

耐震改修を行った住宅が以下の（ a ）減額の要件を満たすときは、固定資産税額が 2 分の 1 （長期優良住宅の認定を受けて耐震改修を行った場合は 3 分の 1 ）に減額される。なお、都市計画税にはこの措置はない。

( a ) 減額の要件

次の要件を満たす耐震改修が適用対象となる。

- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること
- ・ 平成 18 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に完了した耐震改修であること
- ・ 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
- ・ 耐震改修に要した費用が一戸当たり 50 万円を超えるもの

( b ) 減額される範囲

- ・ 専用住宅…一戸当たり  $120\text{ m}^2$  相当分まで
- ・ 併用住宅…居住部分のうち一戸当たり  $120\text{ m}^2$  相当分まで

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象とならない。

### (c) 減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る1月1日の翌年度分のみ

ただし、当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、翌年度から2年度分

### d バリアフリー改修を行った住宅に対する減額措置

バリアフリー改修を行った住宅が以下の（a）減額の要件を満たすときは、固定資産税額が3分の2に減額される。なお、都市計画税にはこの措置はない。

ただし、他の減額措置（「省エネ改修を行った住宅に対する減額措置」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられない。

#### (a) 減額の要件

- 新築された日から10年以上を経過した住宅であること（賃貸住宅を除く。）
- 改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること
- 平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、次に掲げるバリアフリー改修工事を完了すること
  - 廊下の拡幅
  - 階段の勾配の緩和
  - 浴室の改良
  - 便所の改造
  - 手すりの取付け
  - 床の段差の解消
  - 引き戸への取替え
  - 床表面の滑り止め化
- 上記の工事の補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの
- 次のいずれかに該当する方が居住していること
  - 65歳以上の方
  - 要介護認定又は要支援認定を受けている方
  - 障害のある方

(b) 減額される範囲

一戸当たり 100 m<sup>2</sup>相当分まで

(c) 減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

e 省エネ改修を行った住宅に対する減額措置

(a) 減額の要件

- 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅であること（賃貸住宅を除く。）
  - 改修後の住宅の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下であること
  - 令和 8 年 3 月 31 日までの間に、次に掲げる省エネ改修工事を完了すること
    - ただし、①は必ず行うこと
- ① 窓の改修  
② 床の断熱改修  
③ 天井の断熱改修  
④ 壁の断熱改修
- ①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合するようになること
  - 上記の工事の補助金等を除く自己負担が 60 万円<sup>3</sup>を超えるもの

(b) 減額される範囲

一戸当たり 120 m<sup>2</sup>相当分まで

(c) 減額される期間

改修が完了した日後、最初に来る 1 月 1 日の翌年度分のみ

---

<sup>3</sup> 断熱改修にかかる工事費が 60 万円を超えるもの、又は、断熱改修にかかる工事費が 50 万円を超えるものであって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置にかかる工事費と合わせて 60 万円を超えるもの

## イ 組織体制

令和6年4月1日時点において、固定資産税（家屋）の業務は職員35.9人（うち会計年度任用職員4人）で事務を行っている。

### （2）事務手続の概要

固定資産税（家屋）に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

#### ア 家屋の基本情報の異動等の把握

固定資産税（家屋）の賦課に当たって必要な情報（所有者、用途、面積、新築・増築及び滅失等）の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

##### （ア）登記済通知書による異動情報の把握

法務局から受領した登記済通知書に基づいて、所有者、家屋の用途等の変更、新築・増築家屋の把握及び滅失家屋の把握を行う。

家屋に異動が生じた場合は、家屋評価計算システムから出力される土地連絡票により家屋担当者と土地担当者は、異動の状況を共有している。

##### （イ）建築確認申請による新築・増築情報の把握

家屋係は、登記済通知書による新築・増築情報の把握の他、毎月、堺市建築安全課から建築計画概要書（写）を入手し、建築予定リストを作成している。また、毎年、年末付近に航空写真を撮影しており建築予定リスト及び航空写真の状況比較等により、新築・増築家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

##### （ウ）家屋滅失届出書による滅失情報の把握

家屋係は、登記済通知書及び納税者から提出された家屋滅失届出書による滅失情報の把握の他、航空写真の状況比較等により、滅失家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

## イ 家屋の評価の実施

家屋の評価は、比準評価又は部分別評価のいずれかによって行う。

### （ア）比準評価

#### a 調査票による調査の実施

家屋の基本情報の異動等を把握した後、「新築家屋評価に関する申出書」（以下、調査票）により建築設備、仕上げ材等の使用部材の調査を行う。

b 現地調査の実施

現地調査計画に基づいて、登記済通知書や家屋調査票等を持参の上、外観調査を行う。

c 家屋評価計算システムへの登録及び評価

調査票による調査及び現地調査によって作成された家屋調査票に基づき、担当者は家屋評価計算システムにその内容を入力する。家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価額は、家屋評価計算システムにて自動計算される。自動計算された家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価情報を、税総合電算システムに入力する。

(イ) 部分別評価

a 評価資料の借用

評価上必要な図面や見積書を、所有者から一定期間借用する。

b 家屋評価計算システムへの登録及び評価

借用した資料から評価に要する資材や建築設備を確認し、担当者は家屋評価計算システムにその内容を入力する。家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価額は、家屋評価計算システムにて自動計算される。自動計算された家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価情報を、税総合電算システムに入力する。

c 現地調査の実施

現地調査計画に基づいて、登記済通知書や家屋調査票等を持参の上、内部及び外観調査を行い、借用した資料から評価した内容と異なる部分や不明な部分はないか確認する。違いがあれば再度、家屋評価計算システムにて再計算する。

d 税総合電算システムに入力

評価資料及び現地調査の結果から、家屋評価計算システムにて計算した家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価情報を、税総合電算システムに入力する。

ウ 税額計算の実施

(ア) システムによる自動計算

家屋評価計算システムで自動計算された家屋の 1 m<sup>2</sup>当たり評価情報を、税総合電算システムに入力し家屋の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

### （3）監査手続と監査結果

固定資産税（家屋）の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

（ア）登記済通知書の異動情報が適切に税総合電算システムに登録されていることを確認するため、任意の件数について登記済通知書と税総合電算システムの登録内容を照合した。

（イ）家屋滅失届出書が提出された任意の件数の滅失家屋について現地調査票及び税総合電算システムへの登録を確認した。

（ウ）減額申請届出書が適切に税総合電算システムに登録されていることを確認するため、任意の件数の減額申請届出書と税総合電算システムの登録内容を照合した。

（エ）家屋評価計算システムにおいて算定された1m<sup>2</sup>当たり評価額が税総合電算システムに適切に反映されていることを確認するため、任意の件数について家屋評価計算システムと税総合電算システムの登録内容を照合した。

（オ）家屋の用途・種類が適切であることを確認するため、課税明細データ（令和7年1月1日時点）から任意の件数の固定資産について、家屋の用途の適切性を確認した。（第2-4 固定資産税（土地）（3）を参照）

（カ）納税通知書の発送が網羅的に実施されていることを確認するため、令和6年度の委託業者が作成した納税通知書の件数と、堺市が提出した発送先依頼一覧件数を照合した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

#### (ア) 【意見 14】管理表の作成のルール化及び管理表様式の改善

家屋の新築・増築があった場合、延床面積や使用部材等が一般的な家屋については比準評価により、比準評価が困難な特殊な家屋については部分別評価により家屋の評価額の算出を行っている。

比準評価による家屋の評価額算出のため、新築・増築等を行った所有者に対して、使用部材の調査のための調査票の郵送・回収を行っている。また、調査票が未回収の場合は催告を行っているが、これらの状況を管理するための管理表の作成がルール化されていない。

現在、調査票の郵送・回収の状況は堺市が利用している家屋評価計算システムから出力される土地連絡票により個々の家屋ごとに調査票の郵送・回収の状況が管理されている。しかし、この管理方法によると、郵送した各調査票の回収・督促状況を一覧で把握することができず、その結果、調査票の未回収の増加につながりかねない。そこで、調査票の郵送・回収の状況をエクセルリストに入力することで一元管理することを企図しているものの、エクセルリストへの入力は任意とされておりルール化されていない。

調査票は、比準評価実施のために重要な書類であることから郵送・回収・督促が万全に行われるようリストによる一元管理をルール化し徹底することが望まれる。

また、現在作成している管理表は、調査票の回収期限や未回収の場合の催告の状況に関する記載欄がないことから、これらの項目を追加した管理表の様式の作成を検討されたい。

#### (イ) 【意見 15】誤課税による返還金の対応について

令和 6 年度の返還金台帳を閲覧したところ、納税者から家屋破壊処理漏れを理由とする固定資産税の課税誤りの申出があり、2 件の返還金が生じている。

これは、堺市固定資産税等に係る返還金事務取扱要領（以下「返還金取扱要領」という。）第 3 条（3）ウ 家屋の破壊処理漏れに該当することによる返還である。

一方で、固定資産税等課税誤りに該当する要件として返還金事務取扱要領第 3 条（3）には、「重大な錯誤によるものであって、瑕疵が重大かつ明白であるもの及び納税者の責めに帰すべき事由がないもの」となっている。また、家屋の新築や取壊しなどの届出について、堺市ホームページでは「家屋を新築、増築、改築、取壊しなどを行ったとき、また利用状況に変更があったとき（事務所、店舗等を改装して住宅に使用する場合や、住宅を住宅以外に使用する場合など）は、30 日以内に必ず届け出てください。ただし、登記申請した場合は、届出は不要です。」との内容を公表している。このほか、届出が必要である旨の文言を、広報紙へ掲

載とともに納税通知書にその旨を記載した文書を同封することで納税者に広く認知してもらうための取組を行っている。

固定資産税は、賦課課税という性格上、固定資産税の課税誤りがあった場合は、地方税法の規定に基づいて過年度に遡って還付を行うことは当然のことであるが、返還金取扱要領に基づいて返還する場合の「納税者の責めに帰すべき事由」の有無の判断については、納税者が滅失時期を疎明できる場合は、「納税者の責めに帰すべき事由がない」ものと判断している。そして、疎明資料として納税者から家屋滅失時期を記載した届出書の提出により判断しているケースがある。その際、滅失の事実がわかる書類の提出を求めているものの、滅失の事実が20年以上前である等、相当程度過去の場合は納税者側に滅失工事証明や工事の領収書等が残っていないことが多い。納税者が根拠となる資料を保有していない場合、堺市では当時の航空写真で家屋の存否を確認し、届出の事実に相違ないことを確認している。

家屋破壊処理漏れは、課税誤りが発覚した時を起算に家屋が滅失された時期まで最長で20年遡って返還を行うこととなる。そうすると、家屋滅失時期は返還金算定のための重要な要素であることから、その判断においては、納税者から滅失工事証明や工事の領収書等の疎明資料の入手可能性については、上述のとおり堺市が納税者に行っている取組も踏まえて慎重に検討されたい。

## 6 固定資産税（償却資産）

### （1）固定資産税（償却資産）の概要

ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度、免税点等

#### （ア）意義

固定資産税（償却資産）は、毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、その資産のある市町村に、その資産価値に応じて算定された税額を納める税金である。

堺市内にある償却資産の所有者は所有している償却資産の状況を堺市へ申告することとなる。（地方税法第383条）。申告期日は1月31日である。

堺市は申告に基づき固定資産評価額（※1）を算定し、固定資産評価額をもとに課税標準額を決定し、税率（※2）を乗じて税額を計算する。

※1 固定資産の評価は国の定めた固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額、取得年月日及び耐用年数に応じて、申告された資産ごとに、賦課期日（1月1日）現在の評価額が算定される。

※2 堀市の固定資産税の税率は100分の1.4である。

#### （イ）対象資産

固定資産税（償却資産）の対象となる償却資産とは、毎年1月1日現在に所有する土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいう。なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなる。

(表 2-6-1: 償却資産の種類と具体例)

資産の種類	主な償却資産
1 構築物	門、塀、広告塔、構内舗装(駐車場の舗装も含む)、屋外排水溝、庭園、工場緑化施設、さん橋、煙突、焼却炉、受変電設備、その他土地に定着する土木設備等
	建物設備、内装、内部造作等 建物の所有者が取り付けた建物付属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区別される。(※1)
2 機械及び装置	工作機械、木工機械、化学機械、印刷機械、機械式駐車場設備等、クリーニング設備、ガソリンスタンド設備、印刷設備、土木建設機械、太陽光発電設備 ブルドーザー、パワーショベル、その他自走式作業用機械等、運搬設備(コンベア、起重機等)、その他各種産業用機械及び装置等
3 船舶	一般船舶、漁船、はしけ、曳船、釣船、遊覧船、モーターべト等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5 車両運搬具	台車、構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車(※2) (※3)
6 工具、器具及び備品	測定工具、検査工具、取付金具、鍛圧工具、切削工具、雑工具等 机、椅子、ロッカー、金庫、電子計算機、レジスター、テレビ、コピー、パソコン、ルームクーラー、看板(ネオンサイン)、陳列ケース、ファクシミリ、測定機器、光学機器等、医療機械器具、理容・美容器具等、娯楽用機器、自動販売機、貸衣裳、その他営業用器具・備品等

※1 貸借人がその事業のために取り付けた内装、造作、建築設備については、貸借人の償却資産として取り扱う。

※2 次の条件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となる。

- ① 農耕作業用自動車(最高速度が35km/h以上のもの)
- ② 農耕作業用自動車以外のもの
  - ・最高速度が15km/hを超えるもの
  - ・全長が4.7mを超えるもの
  - ・全幅が1.7mを超えるもの
  - ・全高が2.8mを超えるもの

※3 自動車税及び軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等及びこれらに附属するカーラジオ、カーナビゲーションシステム等は除く。

(表 2-6-2 : 申告の必要がない資産)

① 平成 20 年 4 月 1 日以後契約分のファイナンス・リース資産で、所有者が取得した際の取得価額が 20 万円未満の資産
② 取得価額が 10 万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、一時に損金又は必要経費に算入している資産（少額の減価償却資産）
③ 取得価額が 20 万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、3 年間で一括償却している資産（一括償却資産）
④ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
⑤ 無形固定資産（特許権・電話加入権・商標権・ソフトウェア等）
⑥ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
⑦ 美術品等で取得価額が 1 点 100 万円以上であるもの（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは申告の対象となる。）
⑧ 繰延資産（開業費、試験研究費等）

#### （ウ） 納税義務者

毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となる。償却資産の所有者は、償却資産課税台帳に所有者として登録されている人となる。

年の途中で廃業等により保有している資産を売却等した場合でも、納税義務者は変わらない。

#### （エ） 非課税制度等

地方税法第 348 条及び地方税法附則第 14 条の適用を受ける償却資産については非課税とする旨定められている。また、地方税法第 349 条の 3 及び地方税法附則第 15 条の適用を受ける償却資産については、課税標準が軽減される旨定められている。

#### （オ） 免税点

申告するべき全ての償却資産の評価額の合計が課税標準額となるが、地方税法第 351 条において課税標準額が 150 万円未満の場合、課税されない。なお、課税標準額が 150 万円未満の場合であっても、申告書の提出は必要である。

免税点の判定は、資産の所在する区ごとに行う。

(カ) その他

申告された内容を確認するため、実地調査（地方税法第353条及び第408条）並びに法人税及び所得税に関する書類を閲覧（地方税法第354条の2）することが認められている。

また、調査等の結果、償却資産の申告及び修正申告が必要である場合には、現年度だけでなく、資産の取得年次に応じて過年度に遡及して課税する（地方税法第17条の5）ことができる。

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

課税標準額に税率（1.4%）を乗じて税額が算出される。

なお、固定資産税（償却資産）の評価額の具体的な計算方法は以下のとおりであり、評価額の最低限度は取得価額の5%である。

前年中に取得した償却資産：評価額＝取得価額×（1-減価率/2）

前年前に取得した償却資産：評価額＝前年度評価額×（1-減価率）

また、固定資産税（償却資産）を算定するに当たり、取得価額、償却方法等について以下の点が国税と異なっている。

（表2-6-3：固定資産税（償却資産）取扱いの相違点）

項目	国税の取扱い (法人税)	固定資産税の取扱い (償却資産)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	固定資産評価基準に定める減価率＝法人税法等の旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
増加償却	適用可（所得税法・法人税法）	適用可
特別償却・割増償却	適用可（租税特別措置法）	適用不可
圧縮記帳の制度	適用可	適用不可 (圧縮前の取得価額で申告)
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費（資本的支出）	原則区分評価、 一部合算評価も可	全て区分評価 (改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)

#### (イ) 減免制度

固定資産税（償却資産）の減免制度については、第2-4 固定資産税（土地）（1）イ（ウ）を参照

（ウ）固定資産税（償却資産）が非課税又は軽減されるものは以下のとおり。

- ・ 地方税法第348条及び地方税法附則第14条に規定された償却資産のうち、一定の条件を充足するものは非課税とされる。
- ・ 地方税法第349条の3、附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定された償却資産のうち、一定の条件を充足するものは課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減される。

#### ウ 納付方法

納付方法については、第2-4 固定資産税（土地）（1）エを参照

#### エ 調定額の推移及び償却資産段階別納税義務者数

（ア）固定資産税（償却資産）の調定額等の推移は下記のとおりである。

（表2-6-4：固定資産税（償却資産）調定額等の推移）

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	11,529	11,464	11,254	11,269	11,516
収入済額	11,100	11,421	11,209	11,230	11,485
不納欠損額	0	1	0	0	0
収入未済額	429	42	44	37	31
徴収率	96.27%	99.62%	99.60%	99.66%	99.73%

（イ）令和6年度の納税通知書発送ベースでの償却資産段階別納税義務者数は以下のとおりである。納税義務者は個人と法人を合わせて18,084人であり、対象資産が1億円以上の納税義務者で課税標準額の87.7%と過半を占めているのが特徴となっている。

(表 2-6-5 : 債却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分))

区分	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	1,645	611,024
150万円以上160万円未満のもの	16	24,863
160万円以上170万円未満のもの	16	26,255
170万円以上180万円未満のもの	22	38,393
180万円以上190万円未満のもの	27	50,096
190万円以上200万円未満のもの	19	36,904
200万円以上250万円未満のもの	79	176,677
250万円以上300万円未満のもの	72	197,357
300万円以上1,000万円未満のもの	366	1,969,685
1,000万円以上2,000万円未満のもの	100	1,372,875
2,000万円以上3,000万円未満のもの	26	643,038
3,000万円以上1億円未満のもの	27	1,062,506
1億円以上のもの	1	122,524
計	2,416	6,332,197

(表 2-6-6 : 債却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分))

区分	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	8,448	3,060,957
150万円以上160万円未満のもの	138	214,138
160万円以上170万円未満のもの	109	180,257
170万円以上180万円未満のもの	131	228,696
180万円以上190万円未満のもの	105	194,606
190万円以上200万円未満のもの	117	228,275
200万円以上250万円未満のもの	457	1,028,228
250万円以上300万円未満のもの	418	1,143,700
300万円以上1,000万円未満のもの	2,544	14,581,814
1,000万円以上2,000万円未満のもの	1,112	15,832,800
2,000万円以上3,000万円未満のもの	532	13,023,122
3,000万円以上1億円未満のもの	949	51,045,884
1億円以上のもの	608	737,611,281
計	15,668	838,373,758

(表 2-6-7 : 債却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計))

区分	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万円未満のもの	10,093	3,671,981
150 万円以上 160 万円未満のもの	154	239,001
160 万円以上 170 万円未満のもの	125	206,512
170 万円以上 180 万円未満のもの	153	267,089
180 万円以上 190 万円未満のもの	132	244,702
190 万円以上 200 万円未満のもの	136	265,179
200 万円以上 250 万円未満のもの	536	1,204,905
250 万円以上 300 万円未満のもの	490	1,341,057
300 万円以上 1,000 万円未満のもの	2,910	16,551,499
1,000 万円以上 2,000 万円未満のもの	1,212	17,205,675
2,000 万円以上 3,000 万円未満のもの	558	13,666,160
3,000 万円以上 1 億円未満のもの	976	52,108,390
1 億円以上のもの	609	737,733,805
計	18,084	844,705,955

#### オ 組織体制

令和 6 年 4 月 1 日時点において、固定資産税（償却資産）の業務は職員 6.2 人（うち再任用職員 1 人、会計年度任用職員 0.8 人）で事務を行っている。

#### （2）事務手続の概要

固定資産税（償却資産）に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

##### ア 提出された償却資産申告書の形式的なチェック及び固定資産課税台帳への入力

（1）ア（ア）固定資産税（償却資産）の概要にも記載したとおり、堺市内にある償却資産の所有者は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、所有している償却資産の状況を、堺市へ申告することとなる。申告手段としては、堺市が申告者に送付している申告書の他、申告者が利用している会計システムの申告書による申告や、エルタックスによる電子申告制度がある。令和 6 年度中に提出された申告件数は 16,535 件であり、このうち 9,802 件はエルタックスにより申告されている。償却資産係では、エルタックスで申告されたものも一度出力し、申告書による申告分を含めて、エラーチェックを行った上で、委託業者から納品されたパンチデータを税総合電算システムに取り込んでいる。

#### イ 課税標準額の計算及び賦課計算

償却資産に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、税総合電算システムにより自動計算されている。

#### ウ 納税通知書の作成及び発送

固定資産税（償却資産）の納税通知書については税総合電算システムが生成した作成依頼リストに基づき、外部委託業務先が作成、発送している。

#### エ 儚却資産申告書の実質的内容のチェック及び調査

固定資産税（償却資産）は賦課課税であるが、納税義務者の償却資産申告書により賦課計算を行っており、申告書の正誤が賦課計算の正確性に影響を与えることになる。このため、償却資産係では、税務署情報（法人税申告書）と税総合電算システム登録情報を照合し、差額があるものについて検討・調査を実施している。なお、差額については金額基準を設けていない。

#### オ 未申告者や新設法人納税義務者の把握及び調査

一度、申告書が提出されたものの、翌年申告書が提出されない場合には、登録されている課税台帳の年度更新によるみなし課税を行う制度となっている。

一方、法人設立後に提出されるべき申告書が一度も申告されない場合には、そもそも賦課計算が行われないことになる。まずは一度、申告があることが重要となるため、償却資産係では、個人開業届出書や法人所得課税等の資料を閲覧し、新設法人の納税義務者について検討・調査を実施している。

#### カ その他

減免等については、納税義務者からの減免申請に対して、一定の承認手続に基づき、決定する。

### （3）監査手続と監査結果

固定資産税（償却資産）の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

(ア) 堺市が保有している業務フロー資料に基づいて、ヒアリング及び資料閲覧を実施した。

(イ) 申告書内容の調査の妥当性を検討するため、固定資産税課償却資産係が実施した令和6年度の税務署情報と償却資産申告書との照合結果を閲覧した。

(ウ) 申告書の情報が税総合電算システムに適切に登録されていることを確認するため、令和6年度に提出された申告書と、税総合電算システム登録情報を閲覧した。

(エ) 適切に納税通知書が作成され、漏れなく送付されているかを検討するため、固定資産税課償却資産係による作成、発送のチェック状況を確認した。

(オ) 適切に賦課計算がなされていることを検討するため、納税通知書に記載された税額について、任意の件数について償却資産申告書との整合性を検証した上で、賦課計算を再実施した。

(カ) 減免対象者について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【意見 16】税総合電算システムに取り込まれたデータのチェックに対する担当者の署名

堺市では、12月から翌年3月までの期間において堺市に提出された申告書を、職員が税総合電算システムに入力又は委託業者がパンチデータとして堺市に納品したものを職員が税総合電算システムに取り込み、データの内容を職員が確認する業務を実施している。データの内容の確認業務は、入力漏れや入力ミスといった間違이がないか担当者が出力されたデータにてチェックし、その証跡を残している。当該データを閲覧したところ、担当者のチェック証跡は確認できたが担当職員を特定できる署名や押印等はなかった。

現状のルールでは担当者の署名や押印を実施することにはなっていないが、責任の所在を明確にする観点から、担当職員が特定できる署名や押印等の証跡を残すことを検討されたい。

#### (イ) 【意見 17】税務署資料や保健所資料の閲覧計画表の作成

堺市では毎月 1 回職員 2 名が税務署に赴き、法人数の多い決算月の法人から順に税務署資料を確認している。確認方法としては、税務署のパソコン上で該当決算期の法人の法人税申告書を上から順に職員が確認していき、申告に疑義のある法人を抽出して法人税申告書の別表 16 をプリントアウトし、市役所に持ち帰り償却資産申告書と照合している。時間的制約により、全ての決算月の法人を確認するには数年かかる状況となっている。

そこで、補完として保健所の資料等を確認しており保健所の資料は業種別に分けて順に確認している。保健所への届出における有効期間は、飲食店営業許可は 5 年から 8 年、薬局は 6 年となっている。一方、理容所、診療所及びクリーニング所開設届の有効期間は無く更新は行われない。保健所の資料についても、時間的制約の関係上、全業種を確認するには数年かかる状況となっている。

地方税法第 17 条の 5 第 5 項において、固定資産税に係る賦課決定は、「法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過した日以後においては、することができない」ことを踏まえると、確実に 4 年以内には全決算月の法人を網羅的に確認することが望ましいところ税務署資料確認の閲覧計画表は作成されていない。網羅的な調査を計画的に行うために、税務署資料閲覧計画表を作成することを検討されたい。

また、税務署資料の補完の役割を担っている保健所資料の閲覧も肝要である。上述のとおり、固定資産税に係る賦課決定の遡及可能期間は 5 年であり、適切な期間内に資料を確認して調査を実施することが望ましい。調査対象の法人を計画に基づき漏れなく確認するために、税務署資料閲覧計画を考慮した上で、保健所資料閲覧計画表も併せて作成することを検討されたい。

#### (ウ) 【意見 18】税務署資料を閲覧する法人の選定基準や指針の文書化及び標準化

税務署資料閲覧においては、税務署に赴く際に 2 名のうち 1 名は経験豊富な職員を含めており、職員の経験や知識に基づき申告が漏れている可能性の高い法人を選び出している。法人の選別においては金額基準等を設けておらず、明文化されていない。

税務署資料の調査対象の抽出は重要な作業となるため、選定の基準や指針を業務フローに文書化して明確にし、標準化することを検討されたい。

## 7 事業所税

### (1) 事業所税の概要

#### ア 意義、納税義務者、非課税制度

##### (ア) 意義

事業所税は、昭和 50 年度の地方税法の一部改正に伴って新設された税であり、その使途を特定して徴収される目的税である。使途としては、人口・企業の過度の集中に伴う交通問題、公害問題、廃棄物処理問題等の都市機能の低下に対処し、都市環境整備及び都市機能の回復改善に関する事業に要する費用の充当である。その趣旨としては、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対し、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」や「従業者給与総額」という外形標準を対象に税負担を求めるものである。

なお、堺市は昭和 50 年の事業所税創設当初から課税団体である。

以下に掲げる事業に要する費用に充当される。

(表 2-7-1：事業所税の使途)

- ・道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- ・公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- ・水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- ・河川その他の水路の整備事業
- ・学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- ・病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- ・公害防止に関する事業
- ・防災に関する事業
- ・都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業  
(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
- ・市場、と畜場又は火葬場の整備事業
- ・一団地の住宅施設(住宅に付帯する通路その他の施設を含む)の整備事業
- ・流通業務団地の整備事業

#### (イ) 課税客体

事業所税は事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税される。事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供等に係る全ての経済活動をいう。事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいう。事業所税は資産割と従業者割で構成される。

(表 2-7-2 : 事業所税の構成)

区分	資産割	従業者割
課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所用家屋の合計床面積 (m <sup>2</sup> ) (算定期間の末日現在のもの)	従業者給与総額 (円) (算定期間に支払われたもの)
課税標準の 算定期間	法人・・・事業年度 個人・・・1月1日から12月31日	
税率	1 m <sup>2</sup> につき 600 円	100 分の 0.25
免税点	合計床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以下 (非課税部分を除く)	合計従業者数 100 人以下 (非課税対象者を除く)
納付方法	申告納付	
申告納付期限	法人・・・事業年度終了の日から 2 か月以内 個人・・・翌年の 3 月 15 日 (年の中途において事業を廃止した場合は、その廃止の日から 1 か月以内。事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 か月以内)	

※ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）の現況により課税標準の特例（控除）適用前で行われる。

## （ウ）納税義務者

堺市内にある事務所・事業所において事業を行う法人又は個人である。

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務がある。

なお、事業所用家屋の一部又は全部を貸し付けている場合には、所有者（貸主）ではなく、その借受人（現にそこで事業を行っている者）が納税義務者となる。

### a 貸しビル等の場合

貸しビル等の一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う人（テナント）が納税義務者となる。したがって、貸しビル等の貸主は当該貸付部分については、納税義務者とならない。これは、当該貸付部分が空室である場合も同じである。

貸しビル等の全部又は一部をテナントに貸し付けた場合は、当該貸主は「事業所用家屋貸付等申告書」（以下、貸付申告書）によりその貸付状況を申告する義務がある。

### b 人格のない社団等である場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなされ、納税義務者となる。（ただし、非収益事業は非課税となる。）

### c 清算中の法人である場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められるため、その限りにおいて事業所税の納税義務者となる。

### d 事業を行うものが単なる名義人である場合

事業を行う者が単なる名義人である場合（また貸し等）は、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となる。

### e みなし共同事業である場合

特殊関係者と特殊関係者を有する者が同一の家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業を共同事業とみなし、合算して免税点判定を行う。

みなし共同事業とは、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社（以下「特殊関係者」という）を有しているものが、その特殊関係者と同一家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業

は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなすことを指す。特殊関係者と特殊関係者を有する者は連帯納税義務を負うことになる。みなし共同事業に該当する場合の免税点判定は、本来の事業にかかる事業所床面積又は従業者数と、特殊関係者の事業にかかる事業所床面積又は従業者数を合算した面積又は人数によるものである。

## (エ) 非課税制度

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいう。

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税がある。人的非課税とは、国・公共法人・公益法人等の法人自体の公共性・公益性から非課税とされているものであり、用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものである。

### 【非課税対象施設の例】

- ・国及び公共法人
- ・公益法人等
- ・教育文化施設（博物館・図書館・幼稚園）
- ・公衆浴場
- ・病院・診療所等
- ・社会福祉施設等

## イ 税額算定のあらまし、課税標準、免税点、課税標準の特例、減免制度

### (ア) 税額算定のあらまし

事業所税の算定にあたっては、次の計算式により求められる。

- ・資産割：事業所用家屋の合計床面積（m<sup>2</sup>）×600円（税率）
- ・従業者割：従業者給与総額（円）×0.25%（税率）

### (イ) 課税標準

資産割・従業者割についてそれぞれ以下のように計算される。

#### a 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における堺市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積をいう。

課税標準の算定期間とは、法人にあっては事業年度、個人にあっては1月1日～12月31日までの期間をいう。

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいう。事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいう。自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取り扱う。

b 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、堺市内の事業所等において課税標準の算定期間に中に従業者に対して支払われた従業者給与総額である。

従業者とは、一般従業者のほか、役員、臨時従業者、出向社員等を含む。ただし、障害者（役員以外）及び年齢 65 歳以上の者（役員以外）は除かれる。

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間に中に、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい、具体的には以下のとおりである。

【従業者給与総額に含まれるもの】

俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税の取扱上非課税とならない通勤手当等

【従業者給与総額に含まれないもの】

退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱上非課税となる給与（通勤手当の一部等）

また、従業者の勤務形態によって従業者給与総額に含まれるものと含まれないものがある（表 2-7-3：従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）を参照のこと）。

(表 2-7-3 : 従業者の範囲一覧表(免税点と課税標準))

従業者の区分	免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
65歳以上の者 (役員を除く)	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
障害者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
役員	役員・ 使用人兼務役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
	数社の役員を 兼務する役員	それぞれの会社の従業 者に含める	それぞれの会社の報酬を 当該会社の従業者給与総 額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	—
雇用改善助成対象者	従業者に含める	2分の1控除	
事業専従者	従業者に含める	事業専従者控除額を含め 従業者給与総額に含める	
日々雇用等の 臨時の従業者	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー (※1)	従業者に含めない	従業者給与総額に含める	労働時間が正 規従業者の4 分の3以下
休職中の従業者	給与等が支払われている 場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者	従業者に含めない	退職時までの給与等は従 業者給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与 を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額 に含める
	出向先の会社 が出向元の会 社に対して給 与相当分を支 払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額 に含める
	出向元と出向 先が一部負担	主たる給与等を支払う 会社の従業者に含める	それぞれの会社が支払う 給与等を当該会社の従業 者給与総額に含める
堺市外への建築現 場事務所へ派遣さ れている社員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	出張の場合は 含む

従業者の区分	免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
外国又は堺市外への長期出張又は派遣	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣社員(※2)	派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	堺市外への派遣は含めない
保険の外交員で事業所得のみの者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
保険の外交員で給与所得と事業所得を有する者	従業者に含める	給与所得分のみ従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	事業所等に該当しない
専ら非課税施設に勤務する者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

※1 パートタイマーとは、形式的な呼称によるものではなく、勤務時間、休暇、社会保障等、勤務の状態が明らかに正規の従業者とは区別されるものをいう。

※2 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいう。

#### (ウ) 免税点

事業所税には資産割・従業者割について、それぞれ以下のとおり免税点がある。

##### a 資産割の免税点

資産割は堺市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が  $1,000\text{ m}^2$  以下の場合には課税されない。

##### b 従業者割の免税点

従業者割は、堺市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合は課税されない。

## (エ) 課税標準の特例

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいう。課税標準の特例規定が適用される場合、施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除される。

事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に、人的特例と用途特例がある。

### 【課税標準の特例対象施設の例】

- ・協同組合等
- ・各種学校等
- ・産業廃棄物処理等事業用施設
- ・家畜市場
- ・木材市場・木材保管施設
- ・ホテル、旅館用施設
- ・他多数

## (オ) 減免制度

堺市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、堺市市税条例第 94 条によって、次に掲げる事業所等のうち、市長において必要があると認めるものについて減免措置を講じている。減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出することが必要となる。

### 【減免施設の例】

- ・指定自動車教習所
- ・酒類卸売業の保管用倉庫
- ・倉庫業者の倉庫又は、港湾運送事業の上屋
- ・その他多数

また、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

#### ウ 調定額等の推移

事業所税の直近5年度の調定状況は下記のとおりである。

(表2-7-4:事業所税調定額等)

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	5,246	5,267	4,939	5,679	5,069
収入済額	5,180	5,232	4,910	5,658	5,059
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	66	35	28	21	10
徴収率	98.74%	99.32%	99.41%	99.63%	99.79%

#### エ 組織体制

令和6年4月1日時点において、事業所税の業務は職員4.7人（うち会計年度任用職員1.2人）で事務を行っている。

#### （2）事務手続の概要

事業所税に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

##### ア 申告書の発送

電算委託会社によって、申告書データ、申告書発送一覧表、申告書が作成される。ここから、エルタックスの場合は、作成された申告書データをエルタックス利用者へ発送する。郵送の場合は、法人課税係職員が申告書発送一覧表で各法人の申告書の枚数を確認しながら封入する。申告書発送一覧表と決算月別の送付リストを照合し、網羅性を検証した後普通郵便で発送する。

##### イ 申告書の受付

申告義務者からの申告内容、提出書類に不備がないかを確認する。受付日、記名、枚数等の不備がない場合は、確認した左記申告書情報を申告書受付簿に入力し、調定月ごとに管理番号順に並べて保管する。

##### ウ 申告書の審査

申告書の内容について誤りがないかを確認する。前年度の申告実績と比較し、理由不明な差異がある場合は、納税義務者に電話での回答や資料等の提出を依頼する。

誤りがないことを確認した後、申告書を税総合電算システムへデータ入力する。

## エ 捕捉調査

建築計画概要書調査、登記申請調査、廃止物件等後追調査、貸付申告調査、法人市民税申告書による従業者数調査、法人市民税の異動申告書による調査等により、事業所税の申告が必要であるかを確認する。次回の申告に反映されるべき内容の場合、次回審査時の資料として、直近の申告書に挟み込む。調定済の申告に反映されるべき内容の場合、申告義務者へ連絡をし、資料提出の必要の有無、現地確認必要の有無を確認し、疑義がない場合調査票を作成し、記録に残す。

### （3）監査手続と監査結果

事業所税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

（ア）堺市が保有している業務フロー資料に基づいて、ヒアリング及び資料閲覧を実施し、以下の項目を中心に概括的な質問を行った。

- a 法人課税係の事務分掌
- b 法人課税係で使用するマニュアルの整備状況
- c 事業所税における面積情報照合についての取組
- d 事業所税における従業者情報の正確性の検討方法
- e 納税義務者の捕捉調査の実施方法

（イ）建築計画概要書調査によって申告の有無が正確に判断されているか、及び次回の申告に反映されるべき内容であった場合、次回審査時の資料として直近の申告書への資料の挟み込みが行われているかを確かめるため、任意の件数について検証を実施した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

##### （ア）【意見 19】マニュアルの共有

堺市では現在、建築計画概要書を閲覧し、堺市内の全事業所の合計床面積が 800 m<sup>2</sup>以上である場合申告義務があるため、課税客体を確認している。ただし、建築計画概要書のみでは課税客体が不明である場合は、現地調査、インターネットでの検索を実施している。

さらに、上記の確認を実施しても課税客体が確認できない場合は、建築主に電話をし、建物の用途等について確認を実施している。なお、備考欄に貸付である旨が記載されていた場合、貸付に係る契約書を取り寄せ、賃貸面積を確認している。

上記のような業務は、具体的な手順や調査方法について担当職員がマニュアル化していたが、他の職員に対しては口頭による事務指導で共有されていた。

ノウハウや経験を継承し、担当者の変更等に備えるために、組織的かつ継続的な手続の実施を確立、維持するよう、上記の内容を織り込んだ詳細なマニュアルを書面にて共有することを検討されたい。

## 8 市たばこ税

### (1) 市たばこ税の概要

#### ア 意義、納税義務者

##### (ア) 意義

市たばこ税は、たばこの製造者や特定販売業者及び卸販売業者が、堺市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課される。

##### (イ) 納税義務者

たばこの製造者や卸販売業者等が、前月の初日から末日までの間に売り渡した「たばこ」に対する税額を算出し、申告・納付する。

#### イ 税額算定のあらまし、税率

##### (ア) 税額算定のあらまし

売渡し等をした製造たばこの本数に以下(イ)の税率を乗じて税額が算出される。

##### (イ) 税率

売り渡し本数 1,000 本につき 6,552 円

#### ウ 調定額等の推移

市たばこ税の調定額等の推移は下記のとおりである。

令和 3 年度 10 月に税率が引き上げられた影響で令和 2 年度から令和 4 年度までにかけて増加しているが、それ以降は安定して推移している。

(表 2-8-1：市たばこ税調定額等の推移)

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	5,476	5,762	6,178	6,110	6,093
収入済額	5,475	5,762	6,178	6,110	6,093
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	0	0	0	0	0
徴収率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

#### エ 組織体制

令和 6 年 4 月 1 日時点において、市たばこ税の業務は職員 0.3 人（うち会計年度任用職員 0.1 人）で事務を行っている。

## （2）事務手続の概要

市たばこ税に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

（ア）毎月月末までに、卸売販売業者等より前月分の売渡本数の申告が届く。売渡があった月のみ提出義務があり、卸売販売業者等の業者数は免税を含め平均して7者程度となっている。

（イ）申告内容をもとに各事業所の申告内容をリスト化する。

（ウ）（イ）で作成したリストをもとに「調定額通知書」を作成、調定簿への入力及び収入金調定通知書への入力を行う。

（エ）税総合電算システムに申告内容を入力し、入力担当者とチェック担当者で入力内容に誤りがないかダブルチェックを行う。

（オ）文書管理システムで調定内容についての決裁をとる。

## （3）監査手続と監査結果

市たばこ税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、下記のとおりである。

### ア 監査手続

（ア）卸売販売業者等から提出された市町村たばこ税の申告書の課税標準・納税額計算の正確性について堺市が行っている検証方法を確認した。

### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

#### （ア）【要望4】質問検査権の行使基準について

地方税法第470条第1項において、市町村の徴税吏員は市たばこ税に関する調査に係る質問検査権を有している。

堺市は上記法令に基づく事業者への調査権について、法人諸税課の担当職員を徴税吏員として指定し、例年と比較して疑義がある場合には調査を実施することとなっている。

しかし、この点について疑義があると認める基準がルールとして定められていないため、事前に基準について検討を実施することが望まれる。

## 9 軽自動車税

### （1） 軽自動車税の概要

#### ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度、課税免除

##### （ア） 意義

軽自動車税（種別割）は、軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について課税される市税である。

※三輪以上の軽自動車の取得時にかかる軽自動車税（環境性能割）は、市町村税ではあるものの、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うことになっている。そこで、ここでいう軽自動車税とは、全て軽自動車税（種別割）をいうものとする。

##### （イ） 対象資産

軽自動車税の対象資産は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下、軽自動車税において「軽自動車等」という。）である。

##### （ウ） 納税義務者

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在、堺市に主たる定置場所在地として登録されている軽自動車等の所有者が納税義務者となる。

なお、軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を所有者とみなす。

##### （エ） 非課税制度

上記にかかわらず、公用又は公共の用に供するものとして以下の場合には非課税として取り扱われる。

- a 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。
- b 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

##### （オ） 課税免除

商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

軽自動車税の算定に当たっては、4月1日時点で堺市に登録のある軽自動車等に対し1年分の税額の賦課決定を行う。また、軽自動車税については、自動車税と異なり月割課税制度はない。軽自動車税の現行の標準税率は下表のとおりである。

(表 2-9-1 : 軽自動車税税率表)

車種	排気量など	税率 (年税額)	
原動機付 自転車	バイクなど	1 総排気量 50cc 以下 又は 定格出力 0.6kw 以下のもの (2 及びミニカー (※1) を除く) 2 二輪で、総排気量が 125cc 以下 かつ 最高出力が 4.0kw 以下のもの 3 特定小型原動機付自転車 (※2)	2,000 円
		二輪で、総排気量 50cc を超え 90cc 以下 (2 を除く) 又は定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	2,000 円
		二輪で、総排気量 90cc を超え 125cc 以下 (2 を除く) 又は定格出力 0.8kw を超え 1kw 以下のもの	2,400 円
	ミニカー (※1)	三輪以上で、総排気量 20cc を超え 50cc 以下又は定格出力 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもの (3 を除く)	3,700 円
軽自動車	二輪車 (側車付を 含む)	二輪で総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの	3,600 円
小型 自動車		総排気量が 250cc を超えるもの	6,000 円
小型特殊 自動車	農耕用	コンバイン、田植機などで乗用装置のある最高速度 35km/h 未満のもの (農耕作業用トレーラ含む)	2,400 円
	その他	フォークリフト、ショベルローダーなど最高速度が 15km/h 以下のもの	5,900 円

(表 2-9-2：四輪以上及び三輪の軽自動車の税率)

軽自動車の種別			税率 (年税額)		
			平成 27 年 3 月 31 日までに新 車新規登録済 みの車	平成 27 年 4 月 1 日以降に新 車新規登録し た車	新車新規登録 以後 13 年を超 える車(※3) (重課税率)
四輪以 上で総 排気量 660cc 以下	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用 (※4)	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用 (※4)	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪で総排気量 660cc 以下			3,100 円	3,900 円	4,600 円

(表 2-9-3：一定の環境性能を有する軽四輪車等のグリーン化特例 (※5) (税率の  
軽減))

軽自動車の種別			税率 (年税額)		
			電気軽自動車・天 然ガス軽自動車 (※6) (概ね 75% 軽減) (令和 8 年 3 月 31 日まで)	ガソリン・ハイブリッド車 (※7)	
四輪以 上で総 排気量 660cc 以下	乗用	自家用	2,700 円	特例対象外	
		営業用 (※4)	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	特例対象外	
		営業用 (※4)	1,000 円		
三輪で総 排気量 660cc 以下	乗用	営業用 (※4)	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	上記以外		1,000 円	特例対象外	

- ※1 ミニカーとは、車室を有するもの、又は左右の車輪の中心間距離（輪距）が50cmを超えるものをいう。
- ※2 特定小型原動機付自動車とは、定格出力0.6kW以下で、車体の長さ190cm以下・幅60cm以下・最高速度20km/h以下のものをいう。
- ※3 新車新規登録後13年を超える軽自動車（四輪・三輪）について、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、平成28年度から軽自動車税に概ね20%加算されている。なお、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外である。
- ※4 営業用とは、自動車検査証に「事業用」と記載されているものをいう。
- ※5 令和6年4月1日から上記期間までに新車新規登録をした車で、一定の環境性能を有する軽四輪車等は翌年度に限り、軽自動車税（種別割）が軽減される。
- ※6 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両、又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限る。
- ※7 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成した車に限る。
- ※8 【乗用】令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成
- ※9 【乗用】令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成

#### (イ) 減免制度

軽自動車税に係る減免については地方税法上、以下のように規定されている。

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、種別割を減免することができる。（地方税法第463条の23）

堺市では上記法令に基づき、堺市市税条例第62条において、次に掲げる軽自動車等については、その所有者に対して課する種別割を減免することができる。

- a 生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助その他貧困により生活のため公の扶助を受ける者又は貧困により生活のため社会福祉法第2条第3項第1号の事業を行う者から金銭による扶助を受ける者が所有し、かつ、使用する軽自動車等
- b 身体障害者等が所有する規則で定める軽自動車等で、次に掲げるもの  
身体障害者等が専ら運転する軽自動車等  
身体障害者等と生計を一にする者が専ら当該身体障害者等のために運転する軽自動車等  
身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が専ら当該身体障害者等のために運転する軽自動車等
- c 重度障害者等と生計を一にする者が所有する規則で定める軽自動車等で、次に掲げるもの  
重度障害者等が専ら運転する軽自動車等  
重度障害者等と生計を一にする者が専ら当該重度障害者等のために運転す

る軽自動車等

- d その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- e 地域防犯のため専らその用に供する軽自動車等で規則で定める要件を満たすもの
- f 公益事業を営む者が所有し、かつ、専ら当該公益事業のために使用する軽自動車等
- g 上記に掲げるもののほか、特別の事情がある軽自動車等

なお、軽自動車税の減免を受けようとする者は、その年度の5月1日から納期限までに、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において上記の規定の適用を受けた軽自動車等について、これらの規定を適用する場合、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

また、下記のいずれかに該当する事実がある場合、減免申請書の提出期限は、納期限と当該事実の止んだ日から2月を経過した日のいずれか遅い日とする。

- a 不慮の災害により被害を受けたとき
- b 疾病、負傷その他の理由により意識又は身体の自由を失ったとき
- c 上記に該当する事実に類する事実があり、市長が、減免申請書を納期限までに提出することが困難であると認めるとき

#### ウ 調定額等の推移

軽自動車税の調定額等の推移は下記のとおりである。

当該調定額推移から調定額は増加傾向にある。軽自動車税は納税義務者の特定及び賦課課税が適切に行われれば、安定した税収が見込める税目である。

(表 2-9-2：軽自動車税調定額等の推移)

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	1,383	1,425	1,487	1,510	1,564
収入済額	1,309	1,356	1,423	1,450	1,509
不納欠損額	7	9	9	7	6
収入未済額	66	59	53	52	48
徴収率	94.65%	95.18%	95.72%	96.05%	96.49%

## エ 組織体制

令和 6 年 4 月 1 日時点において、軽自動車税の業務は職員 6.6 人（うち会計年度任用職員 3.2 人）で事務を行っている。

### （2）事務手続の概要

軽自動車税に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

#### ア 税総合電算システムへの登録

軽自動車税については、賦課期日が 4 月 1 日であり、税総合電算システム上 4 月 1 日に登録のある軽自動車等について課税が行われる。当該登録に当たっての業務内容は軽自動車、自動二輪（125cc 超）、原動機付自転車及び小型特殊自動車で異なる。それぞれの業務手続は以下のとおりである。

##### （ア）軽自動車の登録までの手続

軽自動車の所有者は、軽自動車検査協会にて軽自動車等の登録申請と同時に、軽自動車税の申告書を軽自動車協会連合会（以下、軽自動車税において「軽協連合会」という）へ提出する。軽協連合会は当該申告書を市町村ごとに分け、紙の申告書を取りまとめる。

堺市は、軽協連合会より、紙の申告書を受け取る。その申告書に、「軽自動車税申告書パンチコード表」に基づく英数字の情報や住民情報を管理している宛名番号等を記入する。この際、税総合電算システム上に宛名番号のないもの（例えば堺市で居住しており車を所有しているが、住民票の異動をしていないもの）については、新たに税総合電算システム上の宛名を作成し、氏名や住所等を登録する。この申告書の情報の電子データ化を、委託業者に依頼し、その電子データを堺市の税総合電算システムに取り込む。なお、この申告書への記入内容の確認は、委託前に計 3 回行われる。

紙の申告書については、登録の種類に応じ、「新規登録分」「名義変更分」「番号変更(堺ナンバーどうしの同一人のナンバープレート変更)分」「廃車分」「同日廃車分」に振り分けられる。

各担当者は税総合電算システムに取り込んだ登録情報のチェックリストと当該紙の申告書とを照合し、税総合電算システムにある住民情報と紙の申告書の名義や住所等が一致していることを確認する。ここで、税総合電算システム上の所有者の情報と、紙の申告書情報が一致しない場合には、その都度正確な住民情報に修正される。このチェックリストでの確認は、計3回行われる。

当該処理により登録された情報に基づき毎年4月1日時点で登録のある所有者に対し課税処理が行われ、納税通知書の発送予定先となる。

#### (イ) 自動二輪(125cc超)の登録までの手続

自動二輪の所有者は、近畿運輸局にて登録申請を行うと同時に、税申告書を軽協連合会へ提出する。軽協連合会は当該申告書を市町村ごとに分け、紙の申告書を取りまとめる。

これ以降の事務の流れは、(ア) 軽自動車の登録までの手続と同様である。

#### (ウ) 原動機付自転車及び小型特殊車両の登録

原動機付自転車及び小型特殊車両(以下、軽自動車税において「原付等」という)については、軽自動車や自動二輪(125cc超)と異なり、堺市へ直接登録が必要となる。法人諸税課窓口では原付等の新規登録等の受付を行っており、堺市の担当者は、届け出られた申請書に基づき税総合電算システムに登録を行う。申請書提出により登録が必要となる場合としては「新規登録」「名義変更登録」「廃車登録」の場合があり、それぞれの詳細な業務内容は以下に記載するとおりである。

##### a 新規登録の受付

原付等の新規登録の場合、窓口で「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書」を受け付ける。窓口担当者は、申告書に記載している所有者の情報を住民情報と照会する。照会の結果、申請書の内容に問題がなければ、申請書に基づき、税総合電算システムに所有者情報、車台番号、登録年月日、排気量、交付するナンバープレートの番号等を入力する。入力した内容について、入力内容に問題ないことを確認し税総合電算システム上登録する。登録が完了した後、届出者にナンバープレート及び登録申告済証を交付し、新規登録の受付業務は完了する。

b 名義変更の受付

原付等の名義変更の場合、窓口で「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」及び「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」を受け付ける。窓口担当者は、交付申請書に記載している所有者の情報を住民情報と照会する。また、標識返納書に記載している変更前の所有者情報を税総合電算システムで照会し登録があることを確認する。登録が確認できれば、税総合電算システム上登録されている車体情報の所有者情報を更新し、更新内容を確認して登録する。登録が完了した後、届出者に登録申告済証及び廃車申告受付書を交付し、名義変更の受付業務は完了する。

c 廃車の受付

原付等の廃車の場合、窓口で「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」と「標識」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載されている所有者情報を税総合電算システムで照会し、登録が確認できれば、廃車入力をする。改めて内容の確認後、届出者に廃車申告受付書を交付し、廃車の受付業務は完了する。

(表 2-9-3 : 申告の必要となる事由)

申告の種別	申告事由	
新規登録	新車を購入した場合	
	廃車済のものを譲り受けた場合	
名義変更	譲り受けた場合	市内の標識のとき
		市外の標識のとき
廃 車	使用不能、市外に転出、他人に譲る場合	

なお、原付等の申請書の受付については、日次で集計し、担当者、係長、課長補佐、課長が確認することとなる。また、税総合電算システムへの登録内容については、月に 2 度、期間中に入力した内容のチェックリストを出力し、入力内容に誤りがないか、ダブルチェックを行っている。

#### イ 当初賦課手続

4月1日に登録のある軽自動車等の所有者は、軽自動車税の納税義務者となるため、同日に税総合電算システムに所有者として登録されている者について当初賦課手続を実施する。

具体的な手順としては、毎月2回（3月は3回）、税申告書が堺市に届くので、これを（2）事務手続の概要のとおり処理する。その後、4月1日時点のJ-LIS（※）の持つ軽自動車の検査情報の全件データと堺市の税総合電算システムのデータを突合し、納税義務者を確定させた上で、4月下旬頃、当初賦課データを作成する。

（※）Japan Agency for Local Authority Information Systems：地方公共団体情報システム機構の略。軽自動車税の課税に必要な検査情報（抹消情報）等、地方公共団体に必要なデータを提供する組織

#### ウ 納税通知書の作成・発送

当初賦課データを業者に提供し、納税通知書の作成を依頼する。その後、作成依頼後に新たに判明した名義変更分や廃車分等については業者に納税通知書の抜き取りを依頼し、発送先から除外する。また、新たに納税通知書の作成が必要となったものについては直接法人諸税課の総務諸税係で作成する。作成された納税通知書については5月上旬に発送される。

#### エ 減免処理の手続

軽自動車税の減免について、堺市市税条例第62条の適用を受けるものは、堺市へ「軽自動車税（種別割）の減免申請書（決議書）」を提出するとともに、減免事由を証明する書類の提示が必要となる。法人諸税課窓口では、「軽自動車税（種別割）減免受付用マニュアル」に基づき、減免申告書及び減免事由を証明する書類を確認し、提出書類に不備がないことを確認する。確認の上問題なければ「軽自動車税（種別割）減免受付簿」に受付者及び確認者の確認印を押印する。その上で、担当者、係長、課長補佐、課長の決裁を経て税総合電算システム上減免処理登録を行う。その後、システムより減免決定通知書が一括して出力されるため、これを発送し、減免処理に係る業務は完了する。

### （3）監査手続と監査結果

軽自動車税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続とその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

（ア）申告書情報の税総合電算システムへの登録状況を確認するため、任意の件数について税総合電算システム上の登録情報と堺市が軽協連合会から入手した紙の申告書を照合した。

（イ）申請書情報の税総合電算システムへの登録状況を確認するため、任意の件数について税総合電算システム上の登録情報と「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」を照合した。

（ウ）税総合電算システム上減免処理されたものについて「軽自動車税（種別割）の減免申請書（決議書）」が提出されているか確認するため、任意の件数について税総合電算システム上の登録情報と「軽自動車税（種別割）の減免申請書（決議書）」を照合した。

（エ）減免に必要な書類の確認が適切に行われているか確認するため、任意の件数について「軽自動車税（種別割）の減免申請書（決議書）」及び必要書類を閲覧した。

（オ）軽自動車税の課税に係る業務内容を理解するために、申告書等、業務上必要となる証憑等の確認、及び担当者へのヒアリングを行い、業務上のエラーが起こりうるリスクの特定と、当該リスクに対する堺市の統制について確認した。

（カ）上記（2）の事務手続の概要を前提として、課税対象となる軽自動車等の性質を検討し、担当者への追加的なヒアリングも交えて、課税漏れや課税誤りとなる可能性を検討した。

## イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

### (ア) 【要望 5】納税通知書の作成・発送業務の委託先について

堺市では納税通知書の作成・発送業務を外部委託しており、委託契約書第 14 条及び仕様書「7. その他」の(4)には堺市の委託先への検査権限があることが明記されている。

通常は委託先からの実施報告書の提出等の報告があれば、当該検査は実施しないが実施報告書の提出の遅延等により疑義が生じる場合には検査を行うこととなつてている。

堺市では、これまで実施報告書が期日までに提出されており他の点についても疑義が生じたことはないということで、検査を行っていない。

しかしながら、本業務は納税者に納付書を発送する等、納税者に対する直接的な影響が大きいことから、仕様書どおりの業務が確実に履行できているかという観点はもとより、情報セキュリティの観点からも、数年に一度は委託先へ検査を実施することを検討されたい。

## 10 収納・滞納整理

### (1) 債権管理に関する全般的事項

#### ア 堺市での市税の徴収対策等の推進

堺市では、市の財源の根幹をなす市税収入を確保するため、債権の管理回収を進めている。今後も調定額が増加する見込みであるが、それに伴い現年課税分の債権及び、滞納繰越分の債権を合計した未収金額の増加を防ぐことが課題となっている。

堺市では、この徴収対策を計画実行し、現年課税分の調定額にかかる徴収率を令和4年度の政令市現年徴収率平均値である99.50%まで引き上げることを目標としている。また、滞納繰越分については、調定額全体に占める比率が1.20%程度にまで下がっており、徴収率も政令市平均を大きく上回り上位に入っている。そこで滞納繰越債権に関する徴収率の目標値については、令和元年から令和5年までの滞納繰越徴収率（令和3年は猶予分除外値）の平均42.40%としている。堺市の債権管理に関する主な取組項目は以下のとおりである。

（表2-10-1：堺市債権の主な取組項目）

基礎となる取組	重点的な取組
<ul style="list-style-type: none"><li>市税コールセンターによる初期滞納者に対する納付勧奨</li><li>現年課税分について、年度内徴収を目標とした徴収対策取組の実施</li><li>収税事務処理センターを活用した財産調査による滞納処分と執行停止の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>滞納マネジメントの強化 納税担当者から徴収担当への移管基準を柔軟に見直し、効率的・効果的な徴収体制の構築</li><li>ピピットリンクを活用した財産調査の強化</li></ul>

また、これらの進捗については、毎年、決算見込み（1月）及び決算（7月）の時期に合わせて進捗状況の確認及び報告を行っている。なお、債権回収計画は令和6～8年度の3か年計画として令和6年度に策定している。

令和6年度における状況については、以下のとおりである。

#### （ア）令和6年度決算における債権回収状況（全般）

令和6年度決算において現年課税分の債権の徴収率は99.43%となり、令和5年度の99.42%を0.01ポイント上回ったが、計画の99.45%を0.02ポイント下回る結果となった。なお、滞納繰越分の債権の徴収率は46.54%に達し、令和5年度の43.17%を3.37ポイント、計画の42.40%を4.14ポイント上回る結果となった。

また、現年課税分の債権及び滞納繰越分の債権を合計した未収金額は、令和5

年度の 1,828,287 千円と比較して、97,960 千円減少した 1,730,327 千円（前年比 94.64%）となった。計画との比較では、14,818 千円増加した。

#### （イ）令和 6 年度決算の評価

堺市における市税の調定額は、個人市民税における近年の賃金上昇による所得増や定年延長等による納税義務者の増、及び固定資産税における地価上昇や家屋の新增築により年々増加傾向にある。

こうした状況の中での堺市における全体の徴収率は令和 3 年度以降過去最高を更新し続けており、令和 6 年度も過去最高を更新する 98.80% となった。未収金については、前年度と比較すると、97,960 千円削減できたが、現年調定額が当初予算より 3,750,029 千円増加し、現年未収金が債権回収計画より 53,717 千円増加（うち 50,661 千円が令和 6 年第 4 期課税の高額滞納案件）したこと等により、市税全体の未収金も同計画より 14,818 千円増加した。

なお、その内訳として、まず現年課税分の徴収率は、新型コロナウイルス禍による個人住民税調定減や給付金の支給等の影響を受けた徴収率の伸びがあったとされる令和 3 年度（99.45%）を除き、過去最高値となる 99.43% となった。

次に滞納繰越分の徴収率についても令和 3 年度を除いた過去最高値となる 46.54% となった。こちらについての第一の要因としては、競売事件での高額配当が考えられるが、これまで取り組んできた徴収強化の取組による効果でもあると考えられる。

イ 令和 6 年度個別取組事項

堺市の債権回収計画を達成するために以下の取組を実施した。

(ア) 基礎となる取組

個別取組項目	取組実績	効果・今後の取組予定
・ 市税コールセンターによる初期滞納者に対する納付勧奨	納付勧奨件数 架電 98,205 件 催告書 31,077 件	・ 効果 納付約束金額 653,886 千円 (令和 7 年 3 月末実績) ・ 取組予定 令和 7 年度においても継続して取り組む。
・ 現年課税分について、年度内徴収を目標とした徴収対策取組を実施	① 固定資産税、都市計画税第 2 期督促時のコールセンターからの差押予告 266 件 ② 市府民税第 4 期督促時のコールセンターからの手書催告 38 件 ③ 固定資産税、都市計画税第 4 期督促時コールセンターからの差押予告 63 件	・ 効果 ① 収入実績 10,983 千円 (令和 7 年 3 月末実績) ② 収入実績 7,813 千円 (令和 7 年 3 月末実績) ③ 収入実績 3,942 千円 (令和 7 年 3 月末実績) ・ 取組予定 令和 7 年度においても継続して取り組む。
・ 収税事務処理センターを活用した財産調査と、その結果を活用した滞納処分と執行停止の実施	財産調査本店照会人数 6,000 人 差押え及び参加差押件数 4,075 件 執行停止決議件数 1,999 件	・ 効果 換価配当本税額 352,128 千円 (令和 7 年 3 月末実績) 執行停止決議額 238,510 千円 (令和 7 年 3 月末実績) ・ 取組予定 令和 7 年度においても継続して取り組む。

(イ) 重点的な項目

個別取組項目	取組実績	効果・今後の取組予定
・滞納マネジメントの強化 納税担当者から徴収担当への移管基準を柔軟に見直し、効率的・効果的な徴収体制を構築	令和6年5月に移管を実施 ■滞納額8万円以上20万円未満 ⇒徴収第一係へ2,851件 ■滞納額20万円以上 ⇒徴収第二係へ393件  令和6年11月に現年高額案件を移管 ■現年滞納額8万円以上20万円未満 ⇒徴収第一係へ54件 ■現年滞納額20万円以上 ⇒徴収第二係へ18件	効果 ■令和6年から5月移管に時期を早め、金額階層を下げたことで、滞納分を早期集中的に着手することができた。 ■11月移管では、72件中、差押え25件、分納18件、執行停止1件を行い、36件が完納、残りも現在13件が分納継続中である。 ■12月以降、市・府民税(普通徴収)第4期課税の高額案件を移管。課税発生時から納期内納付の催告に着手、滞納となった案件も現在滞納解消に向け取組を継続している。 ※対象115件 完納54件、差押え9件、分納46件、執行停止1件 令和7年5月に移管基準額を見直し ■納税各係→徴収第一係 8万円以上を6万円以上に ■徴収第一係→徴収第二係 20万円以上を15万円以上に
・ピピットリンクを活用した財産調査の強化	令和6年度より試験運用開始 ピピットリンク照会件数3,339件	令和7年度から13の金融機関に対する一括の預貯金調査及び口座情報をつかんでいる個別の預貯金調査を開始予定。ピピットリンク導入により金融機関からの回答のスピード化が図られ、徴収対策の強化につながると見込んでいる。

#### (ウ) その他

堺市では、債権の徴収対策の取組として以下のような対策を実施している。

- ・ 預貯金、生命保険差押え後、取立が実行されていないものの抽出
- ・ 執行停止が可能なものについて執行停止を起案
- ・ 滞納額及び資産判明額が一定額以上について差押えを実施
- ・ 年税調定額が一定額以上であり、前々年度以前に滞納がない、現年課税分の固定資産税第1期及び第2期の滞納先について、第2期督促に併せて市税コールセンターより催告書を発送
- ・ 納税各係が以下の中からセレクトした対象者について、市税コールセンターより徴収担当への移管催告書を発送
  - 固定資産税、又は個人市民税第1期が滞納で、現年の滞納額が一定額以上
  - 現年課税分未納額一定額以上
- ・ 国税還付金の差押え
- ・ 個人市民税第4期の滞納一定額以上について督促状発送に合わせて市税コールセンターで手書催告（指定日＝督促と同日）
- ・ 現年課税分の固定資産税滞納先について、第4期督促に合わせて市税コールセンターより手書きの不動産差押予告を発送

#### ウ 組織体制

令和6年4月1日時点において、収納・滞納整理事務の業務は職員68.9人（うち再任用職員0.8人、会計年度任用職員16.1人、人材派遣労働者4.0人）で事務を行っている。

#### エ 市税に関する徴収率及び不納欠損額の推移

市税全体に関する徴収率及び不納欠損額の推移等は以下のとおりである。

(表2-10-2：市税徴収率等の推移)

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	154,885	153,718	158,465	159,000	158,429
収入済額	151,240	151,638	156,356	157,008	156,531
不納欠損額	119	198	220	163	168
収入未済額	3,524	1,881	1,887	1,828	1,730
徴収率	97.65%	98.65%	98.67%	98.75%	98.80%

## （2）事務手続の概要

収納・滞納整理に係る主な事務手続の概要は以下のとおりである。

### ア 収納事務

堺市への入金は、税務運営課において税総合電算システムにより入金消込処理がなされ、収納情報が更新される。

堺市では、基本的に納税通知書ごとに個別の消込を行うが、過誤納金について他の未収金に充当する場合は、本税、延滞金の順に個別消込を行う。その上で、過誤納金がある場合には、還付処理を行う。この際、税務運営課にて還付加算金の計算を行っている。

### イ 滞納整理事務

（ア）堺市では、納期限までに自主納付がなされるよう、広報紙及びホームページにて情報提供、納期案内等を行うとともに、多様な納付方法（コンビニエンスストアでの納付、スマートフォン決済アプリを利用した納付等）を提供することで市民の税納付に係る利便性向上を図っている。

このような市税の納付環境を整備しても発生する市税の滞納債権について、まずは、堺市市税条例第6条に基づき納期限後30日以内に督促状を発付する。

この督促状によってもなお市税の納付がなされなければ、地方税法第331条第1項第1号他の規定に基づき滞納処分を行うこととなるが、納税課では、滞納処分を視野に入れつつも、現年課税分については、まず自主納付による市税の完納をめざすことを優先し、堺市市税コールセンターと連携を図りながら、徴収事務を進めている。

具体的には、市税コールセンターでは電話による納付案内及び文書発送による催告を行い、納税課は、個別の状況に応じて抽出した案件、市税コールセンターによる催告によっても納付がなされない案件等について、滞納処分を視野に入れた事務を進めている（財産調査、滞納処分を警告する催告等）。

納税課における滞納整理に係る業務遂行に当たっては、現年課税分及び少額の滞納繰越分を担当する係と、高額滞納案件（主に滞納繰越分である）を担当する係に分けて滞納者の状況に応じた市税債権の回収事務を進めている。また、これらの係が滞納整理事務に専念できるよう、一定集約できる事務や電算、各種調査関係事務を集約し滞納整理事務を支援する係を設置している。加えて、前述の市税コールセンターによる納付案内などのほか財産調査事務を委託する等により、効率的、効果的な業務運営に取り組んでいる。

#### (イ) 不納欠損処理

債権管理強化の取組においては、回収強化（滞納処分）のみならず、財産調査等の結果、滞納繰越未収金に計上されているが、将来の回収不能債権に対する一定の判断（徵収猶予又は滞納処分の停止）や不納欠損処理も重要な位置づけである。

令和6年度までの過去5年間の不納欠損額の推移は以下のとおりである。

(表 2-10-3 : 不納欠損処理内容別推移)

(単位 : 千円)

	執行停止（法第15条の7第4項第5項）		時効（法第18条）		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	2,635	85,317	2,330	34,507	4,965	119,824
令和3年度	3,660	158,674	2,298	39,985	5,958	198,659
令和4年度	4,451	192,028	1,600	28,948	6,051	220,976
令和5年度	3,267	140,891	1,339	23,079	4,606	163,970
令和6年度	3,014	142,244	1,284	26,027	4,298	168,271

#### ウ 決算整理事務

堺市では、税総合電算システムで集計された金額に基づき、出納閉鎖時点での経理処理の調整を行った上で決算統計を作成している。

### （3）監査手続と監査結果

収納・滞納整理事務の概要や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

#### ア 監査手続

（ア）預貯金、生命保険を差押え後、取立てが実施されていないものの中で、3年以上取立てが実施されていないものを抽出し、ヒアリング及び資料閲覧を実施した。

#### イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

##### （ア）【意見 20】差押財産の取立ての目安や判断基準等の整備

堺市では、徴収対策の取組として、毎年7月頃に預貯金、生命保険を差押え後、取立てが実行されていないものを抽出し、リスト化したものを各係へ共有している。

令和6年度の預貯金、生命保険取立て未了リストを閲覧したところ、平成30年から滞納している市税が確認された。当該滞納債権に対して滞納者が加入している生命保険の差押えを実行しているにもかかわらず、換価されず長期にわたって差押えの状態が継続し取立てが実施されていない。生命保険に対して、長期間、取立てが実施されていないのは、国税徴収法基本通達第67条第6項第3号を考慮したものである。

##### 国税徴収法基本通達第67条第6項第3号

生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押された場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9 最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要があり、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。

（1）及び（2）（略）

（3）老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に入することが困難である場合

（4）（略）

当案件の滞納者は、上記基本通達の条件を満たしていたため、生命保険を差し押された後も取立てを実施せず、他に換価できる資産の有無について、銀行への預金調査等定期的な資産調査を実施してきたが資産に関する有力な情報は得られなかった。

差押財産の取立ては、各滞納者の状況に合わせて納税課職員の経験・判断に基づき行われる。滞納者の置かれている状況は千差万別であり、その状況に応じて差押財産の取立てへの対応が、納税課職員の判断に委ねられるのは、ある程度やむを得ないものと思慮する。しかし、対応が長期化することにより資産調査等の事務的負担が生じている側面も無視できない。

課税の公平性を担保しつつ、滞納市税の回収を効果的に進めるため、納税課職員の経験・判断のみに委ねるのではなく、差押財産の取立ての目安や判断基準等を整備することを検討されたい。